

近年10年間の 主な取組み

One Healthの推進に 取り組む日本獣医師会

1 One Healthとは

One Healthとは人の健康、動物の健康、環境の保全のためには、三者の全てを欠かすことができないという認識に立ち、それぞれの関係者が“One for All, All for One”の考え方に基づいて緊密な協力関係を構築し、活動して行こうとする理念であり、平成16年に野生生物保全協会（WCS）が提唱した。

その後、医師、獣医師等の関係者の間で One Healthの概念に基づく活動の重要性が指摘され、関係者間における情報の共有や具体的な連携活動を目的とした情報交換が行われてきた。

2 世界獣医師会と世界医師会及び日本獣医師会と日本医師会の取組み

日本獣医師会では、いち早くこのOne Healthの概念に注目し、「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」を平成22年度に獣医師会活動指針として採択してOne Healthに関する活動を推進してきた。

一方、国際的な活動として、平成24年10月、世界獣医師会（World Veterinary Association: WVA）と世界医師会（World Medical Association: WMA）は、Global Healthの向上のため、One Healthの理念の下で獣医師と医師が協力しあうことを目的として覚書を取り交わした。

また、我が国においては、このWVA－WMAの覚書の締結を受け、「“One Health”の理念を推進するためには、国内の医師及び獣医師の協力関係の構築が不可欠である」として、平成25年11月、日本医師会と日本獣医師会の間で学術協

力の推進に関する協定書が締結された。その後、各地域における医師と獣医師の連携に関する取組みが強化され、平成28年11月8日までに、国内55全地域の医師会と獣医師会の間で協定書が締結され、One Healthを実践する協力体制が築かれた。また、両会の具体的な連携活動として、以下のとおり、平成30年2月まで7回にわたって定期的に連携シンポジウムが開催された。

第1回は、平成26年10月28日（火）、東京都千代田区の日比谷公会堂にて「人と動物の共通感染症を考えよう－狂犬病の現状と対策－」、第2回は、平成27年2月15日（日）、岡山県岡山市の岡山コンベンションセンターにて「ダニが媒介する感染症の人への健康被害」、第3回は、平成27年11月6日（金）、東京都文京区の日本医師会館にて「越境性感染症の現状と課題」、第4回は、平成28年2月27日（土）、秋田県秋田市の秋田キャッスルホテルにて「One Healthを考える」、第5回は、平成29年2月25日（土）、石川県金沢市の石川県立音楽堂にて「インフルエンザを考える」、第6回は、平成29年11月27日（月）、東京都文京区の日本医師会館にて「ワンヘルスに関する連携シンポジウム－薬剤耐性（AMR）対策－」、第7回は、平成30年2月11日（日）、大分県別府市の別府国際コンベンションセンターにて「ワンヘルスに関する連携シンポジウム－ヒトと動物の共通感染症－」と題して開催された。

3 世界獣医師会－世界医師会“One Health”に関する国際会議

平成27年5月、WVAとWMAは、人と動物の健康と環境の保全に関する関係者の連携と情報共有を図るため、第1回WVA－WMA Global Conference on One Health（第1回GCOH）を“Strengthening collaboration between Physicians and

Veterinarians”（医師と獣医師の連携の強化）をテーマとして、スペイン・マドリードにおいて開催した。日本医師会と日本獣医師会は、連携して第1回GCOHに参加し、日本医師会横倉義武会長及び日本獣医師会藏内勇夫会長が、「自然災害のマネジメントー備えと医師・獣医師“One Health”の連携」をテーマに、東日本大震災における医師会及び獣医師会の活動について講演を行った。

第1回GCOHの成功を受け、WVAとWMAは、One Healthの理念の持続的な普及推進を図るため、医師会と獣医師会の連携成功のモデルである日本医師会と日本獣医師会に対し、第2回世界獣医師会ー世界医師会“One Health”に関する国際会議（第2回GCOH）の日本での開催を要請した。日本医師会と日本獣医師会は、WVAとWMAの要請を受けて協議の上、「人と動物の健康と環境の保全を推進するため、それぞれに関係する医師、獣医師等の専門家が緊密な協力関係を構築し、一体で取り組む必要があるとするOne Healthの理念を国際的に普及・推進すること」を目的として、第2回GCOHを開催することを決定した。

第2回GCOHは、平成28年11月10～11日、福岡県北九州市リーガロイヤルホテル小倉において31カ国から639名の医師、獣医師等の専門家を集めて開催された。開会式には秋篠宮同妃両殿下がご臨席され、主催者のWVAジョンソン・チャン次期会長、WMAザビエル・ドゥー元会長、日本医師会横倉義武会長及び日本獣医師会藏内勇夫会長のほか、来賓として、小川洋福岡県知事、北橋健治北九州市長もご臨席された。基調講演は、ノーベル化学賞受賞者田中耕一氏の「分析機器ー感染症対策へのさらなる貢献を目指してー」であった。会議の最後には、その成果として「福岡

宣言」が採択され、世界に向けて発信された。

4 国内におけるOne Healthに関する連携活動

地方獣医師会においても、地域の医師会との学術連携に関する協定を踏まえ、各種のシンポジウム等が開催された。

一方、日本獣医師会は、One Healthに係る活動の一環として、One Healthを構成する三本の柱の一つである環境（生態系）に係る課題として、野生動物対応のあり方についても検討を行った。その結果、One Healthの概念を基盤とする保全医学の観点を踏まえ、いわゆる「救命を主眼とした救護」と「保全医学的な救護」を対立させることなく、地方獣医師会と都道府県等の積極的な連携による生態系全体を守るための救護事業を一層発展させる必要があることを主旨とする報告書「保全医学の観点を踏まえた野生動物対策の在り方」が平成28年6月に取りまとめられた。

多様化する感染症への取組みと薬剤耐性対策

1 我が国を取り巻く家畜伝染病

近年、我が国の畜産は経営規模の拡大による生産性の向上を果たしてきたが、ひとたび家畜伝染性疾病が発生し、まん延した場合、畜産物の安定供給が脅かされるとともに、地域社会・地域経済が深刻な打撃を受けるほか、我が国の畜産に対する国際的な信用も失うおそれがある。我が国においては、家畜の伝染性疾病に対し、早期発見するための届出制度や発生農家等への支援の充実、海外からの病気の侵入防止に努める等、様々な措置を講じており、本会においても国の防疫体制の強化、支援体制の整備等の事業に積極的に取り組ん

できた。一方、関係委員会等で本課題を検討するとともに、都道府県等の自治体と獣医師会、農業共済等の農業団体、開業獣医師、家畜飼養者等による地域家畜防疫、衛生ネットワーク体制の整備の必要性を繰り返し提言・要請してきた。

そのような中で我が国においても、平成12年3月に宮崎県で92年ぶりに口蹄疫、平成13年9月に千葉県下で初発生が確認された牛海綿状脳症(BSE)、平成16年1月に山口県で79年ぶりに病原性鳥インフルエンザ等の海外悪性伝染病が続発し、獣医師は畜産物の生産振興から畜産物の安全性の確保、さらに人と動物の共通感染症の危機から国民の生命を守るという命題への取組みが強くと求められることとなった。

(1) 宮崎県における口蹄疫の発生と本会の対応

平成22年4月20日、宮崎県において10年ぶりに第1例目の口蹄疫が確認された。以後、県内5市・6町の肉用牛・酪農・養豚経営農家等の292戸において、牛37,454頭、豚174,132頭、山羊・羊22頭の計211,608頭の発生（疑似患畜を含む）となり、ワクチン接種家畜等を含め、合計297,808頭が犠牲となった。国、宮崎県をはじめ関係自治体においては、家畜伝染病予防法及び口蹄疫対策特別措置法に基づく発生予防・まん延防止措置を実施するとともに、県外からの応援獣医師延べ2万5千人、自衛隊員1万9千人、機動隊等警察関係者2万3千人が派遣された。宮崎県では、移動制限及び搬出制限区域の設定、消毒ポイントの設置（ピーク時369カ所）、我が国で初めてとなるワクチン接種（牛30,854頭、豚45,902頭、その他116頭、合計76,872頭）、これらを含めた殺処分（77,035頭（うち牛 30,854頭、豚 45,902頭））、死体等の埋却等が実施された。平成22年8月27日には宮崎県口蹄疫防疫対策本部長である宮崎県知事から、口蹄疫終息宣

言が発表された。宮崎県での経済的損失は、県の試算によると、5年間で2,350億円となり、畜産業だけでなく、地域経済全体に大きな影響が及ぶ我が国最大規模の災害となった。

本会も発生時より地元宮崎県獣医師会と連携し、農林水産省の指導の下で防疫業務等の支援、活動等を実施した。

まず、宮崎県獣医師会あて、現地における民間獣医師の活動費、情報通信費、防疫資材の購入等の防疫関係用務に係る諸経費として200万円を支援した。一方で現地防疫活動支援獣医師の登録を地方獣医師会へ要請し、獣医師92人を派遣要員として登録し、農林水産省及び現地宮崎県からの要請に基づき、5月24日から7月1日の間、地方獣医師会及び日本獣医師会から支援要員（延べ181人）を派遣した。



(「口蹄疫の発生状況について 平成22年7月27日」農林水産省HP 掲載)

また、現地の産業動物診療活動の復興支援対策として、「口蹄疫現地産業動物診療活動復興支援義援金」の設置。地方獣医師会をはじめ広く募集し、宮崎県獣医師会を通じて産業動物臨床獣医師へ総額4,881,984円を支援した。

さらに平成22年8月、今回の口蹄疫の発生と防疫対応の現況を踏まえ、改めて口蹄疫などの悪性家畜伝染病の危機管理に対する備えの必要性を提言した。

以上のような取組みに対し、①平成22年7月27日付けにて、消費・安全局長から本会会長あてに口蹄疫発生に伴う防疫作業人員の派遣について礼状が、②平成22年9月7日付けにて、農林水産大臣から本会会長あてに口蹄疫発生に伴う防疫措置の実施尽力の功績に対し感謝状がそれぞれ授与された。

一方、農林水産省では、口蹄疫に学識経験を有する第三者により、今後の口蹄疫対策をはじめ、家畜伝染病に対する危機管理のあり方に資するため、7月に本会会長を座長とする「口蹄疫対策検証委員会」を設置し、発生前後からの国、県などの対応や殺処分・埋却などの防疫対応、口蹄疫対策特別措置法に基づく措置の運用等を検証し、「口蹄疫対策検証委員会報告書」を取りまとめ、公表した。これらに加え、鳥インフルエンザの発生状況等に鑑み、平成23年には家畜伝染病予防法、特定家畜伝染病防疫指針、飼養衛生管理基準が改正された。なお、我が国は同年2月にOIEの定めるワクチン非接種清浄国に復帰した。

(2) 高病原性鳥インフルエンザ等への取組み

高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型等）は、平成16年以降も断続的に発生し、平成22年度には、宮崎県他8県において、平成26年度には、熊本県他4県において、さらに平成28年度には9道県において続発し、発生農場の飼養鶏が多数

処分された。

一方、近隣のロシア、韓国、台湾、中国等東アジア諸国をはじめ、世界各国での発生も後を絶たない。国では海外からの鳥インフルエンザの侵入を防止するため、発生時には家きん、家きん肉等の輸入を停止するとともに平成16年2月からは、ペットも含め全ての鳥類について発生国からの輸入を停止した。

なお、直近では、平成30年1月に香川県で発生したが、迅速な防疫措置が講じられ、同年4月、OIEの定める清浄国に復帰した。

本会ではこれまで農林水産省及び環境省等関係省庁等と連携、指導の下で地方獣医師会等への発生及び防疫対応情報の提供等の取組みを実施してきた。

まず、これら国内外での発生事例に伴い、逐次、農林水産省、環境省等からの通知を受け、地方獣医師会長あて会員への周知とともに、正しい知識の普及、防疫の徹底、飼養衛生管理の指導の徹底、野鳥の監視体制の強化等を依頼した。

また、本会は平成20年8月、家畜防疫業務や疫学調査等に従事する獣医師等の防疫関連業務従事者について、感染のハイリスク者としての社会的機能維持者と位置づけ、業務の危険度に応じた感染予防措置の徹底が図られるよう、厚生労働省、農林水産省及び環境省あてに要請した。

さらに同年9月、環境省が策定した「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」に基づく本病発生時の各種調査等の対応について、構成獣医師等民間獣医師及び民間飼育動物診療施設の参加協力が求められていること等から、本マニュアルの運用にあたり事前に地方獣医師会と十分な連携を図ること等について、環境省及び農林水産省あてに要請した。

2 その他の人と動物の共通感染症対策への取組み

国境を越えた人畜の移動が活発化するに伴い、人と動物の共通感染症への対策の充実・強化が求められる一方、家畜及び家きんから生産される動物性食品由来のカンピロバクター、腸管出血性大腸菌などによる食中毒への対策の重要性が増している。また日本人が海外で狂犬病に感染した例、レプトスピラ症やブルセラ症などの輸入動物やペット動物等に起因する共通感染症、海外における中東呼吸器症候群（MERS）、重症急性呼吸器症候群（SARS）の人感染事例等、新興・再興感染症の発生・侵入リスクは著しく増大している。

近年の事例を挙げれば、平成21年3月のメキシコでの豚インフルエンザの人での流行、平成25年7月の台湾の野生動物での狂犬病の発生、我が国でも同年10月の豚流行性下痢の流行、平成29年4月の蜂蜜を原因とする乳児ボツリヌス症による死亡事案、同年7月の感染猫に咬まれたことによる重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の死亡事例、平成30年3月の愛知県で捕獲された野犬におけるエキノコックス症の確認等、国内外において多種の感染症の発生が大きく報道され、これらの疾病に係る社会的リスクに的確に対処するうえで、動物医療専門職としての獣医師及び動物医療の果たす役割への期待が高まっている。

このような状況を踏まえ、共通感染症対策を効果的に推進していくには、「One Health」の理念に基づき、様々な分野で関係者の連携・協力が必要不可欠であるとして、本会では、関係委員会等で家畜衛生と公衆衛生分野の獣医師の連携の在り方を模索、提言するとともに、地方獣医師会等への発生及び防疫対応情報の提供等の取組みを実施した。

まず、これら国内外での発生事例等について、

逐次、厚生労働省、環境省等からの通知を受け、地方獣医師会長あてに、正しい知識の普及、予防体制の強化、動物の飼養者・畜産物の消費者への指導、経営支援等を依頼した。

また、ゴールデンウィーク、夏季及び年末・年始等、渡航者の増加に伴う我が国への病原体侵入予防対策及び発生時のまん延防止対策への協力を依頼した。

さらに、農林水産省及び厚生労働省に対し、①これらの疾病に対する迅速・的確な防疫の実施体制に係る施設・設備の充実、人員の確保、②獣医師と医師がより効果的に連携を図るための体制の整備、③家畜衛生分野・公衆衛生分野の公務員の連携による食品の安全性確保体制の整備等について要請した。

3 動物用医薬品等の適正使用による薬剤耐性対策

畜産分野における薬剤耐性（AMR）対策については、家畜での抗菌剤の有効性を確保するとともに、薬剤耐性菌が畜産物等を介して人に伝播することを防止するため、獣医師の診療に基づく動物用医薬品使用の指示、慎重使用に関するガイドラインの策定、食品安全委員会による人の健康への影響に関する評価（リスク評価）、動物医薬品検査所による全国的なモニタリング調査、使用基準の遵守等のリスク管理措置が講じられてきた。

このような中、OECDは2013年現在、世界中でのAMRに起因する死亡者数は低く見積もって70万人であるが、耐性率が現在のペースで増加した場合、2050年には1000万人の死亡が想定されると公表した。このため、2015年5月に開催されたWHO総会では、薬剤耐性に対する国際行動計画「グローバルアクションプラン」が採択されるとともに、加盟国には、2年以内に国家行動計画の策定・実行するよう要求した。

平成28年4月、内閣総理大臣が主宰する「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」において、AMRによる感染症のまん延の防止等の対策をまとめた「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」を策定し、①普及啓発・教育、②動向調査・監視、③感染予防・管理、④抗微生物剤の適正使用、⑤研究開発・創薬、⑥国際協力の6つの分野に関する目標を設定し、その実現に向けた戦略及び具体的なアクションを定めた。

動物分野については、①畜産分野の薬剤耐性率は、欧米諸国とは同水準であることを踏まえ、主な微生物の薬剤耐性率（牛、豚及び肉用鶏の平均）に関し2020年までの目標値の設定、抗菌剤の慎重使用の推進等これまでの取組みの更なる強化、②薬剤耐性の動向調査・監視の強化（人の医療分野と畜産分野の連携の一層の推進や愛玩動物の調査の開始等）、③養殖水産用医薬品の使用に専門家（獣医師、魚類防疫員等）が関与する仕組みの導入、④アジア地域における国際協力の強化等を行うこととされた。

本会では、本取組みに協力・支援するとともに、次の取組みを実施した。

(1) 特別委員会の設置及び部会委員会での検討

平成29年度には特別委員会として「薬剤耐性（AMR）対策推進検討委員会」を設置し、薬剤耐性（AMR）対策行動計画に基づく国民への普及・啓発、モニタリング調査等への協力、獣医臨床現場における抗菌剤の慎重使用の推進に関する施策を検討した。

(2) ワンヘルスに関する国際会議の開催

平成28年11月10日及び11日に福岡県北九州市において、世界獣医師会、世界医師会及び日本医師会との共催により「第2回“One Health”に関する国際会議」を開催した。

(3) 日本獣医師会獣医学術学会年次大会

平成28年2月の大会（秋田）では、シンポジウム「薬剤耐性菌と抗菌剤の慎重使用」、平成29年2月の大会（石川）では、教育講演「耐性菌を考える」等において、獣医臨床現場の実態を踏まえた薬剤耐性対策について議論した。

(4) 日本獣医師会雑誌の薬剤耐性対策関連の連載企画

日本獣医師会雑誌の平成28年6号から薬剤耐性対策に係る長期連載企画を開始し、30年5月まで薬剤耐性アクションプランを詳細に解説する記事等を掲載した。

(5) 本会役員の政府関係委員等への就任

本会役員が、内閣府の「薬剤耐性（AMR）対策推進国民啓発会議構成員」、農林水産省の「愛玩動物薬剤耐性（AMR）調査に関するワーキンググループ委員」、厚生労働省「薬剤耐性ワンヘルス動向調査検討会」に就任した。

(6) 地方獣医師会等への情報の提供等

平成28年11月、我が国のアクションプランの周知徹底と抗菌剤の慎重使用の徹底の一層の推進について通知した。

同年11月、愛玩動物分野での薬剤耐性菌の動向調査・監視、抗菌剤の慎重使用等の薬剤耐性対策について周知した。

狂犬病予防対策の現状と今後の展望

1 世界における狂犬病の発生状況

狂犬病は、すべての哺乳類が感染する人と動物の共通感染症であり、人が感染し発症した場合、ほぼ100%死亡する。現在も世界各国において発生し、人では毎年5万5千人の死亡例が報告されている。

日本は、現在、英国、豪州等とともに狂犬病の例外的な清浄国だが、アジア諸国においては、インド、東南アジア諸国をはじめ、中国、韓国においても発生し、中国においては、近年の犬飼育の普及等のペットブームを背景に狂犬病がまん延し、2005年（平成17年）～2012年（平成24年）には19,221人の死亡（感染症による死亡報告数はエイズ、結核に次ぐ第3位）が報告され、大きな社会問題となった。

また、2013年（平成25年）、我が国同様、島国という地勢に恵まれ50年以上にわたり清浄国としての地位を守ってきた台湾において野生動物のイタチアナグマ423頭、ジャコウネズミ及びハクビシン各1頭さらにイタチアナグマに噛まれた犬にも発生が報告されている。

人と物の国際交流、グローバル化が進展する中、狂犬病の侵入の機会が増大する一方、犬、猫等の家庭動物の飼育が普及し、家庭生活の伴侶として広く受け入れられる中、このような世界での発生状況を踏まえた危機管理の徹底が求められている。

◇ 2 我が国における狂犬病への取組みと課題

我が国においては、昭和25年の「狂犬病予防法」の施行に伴い、①飼育犬の登録と定期予防注射及び未登録犬の捕獲と抑留による発生予防対策、②犬、猫等の特定動物に対する輸入検疫による海外から侵入防止対策、③狂犬病感染動物の隔離及び飼育犬の移動制限と一斉検診・強制予防注射による発生時のまん延防止対策を実施してきた。このため昭和32年以降、国内での発生は見られず、世界でも数少ない清浄国としての地位を獲得している。

しかしながら、輸入検疫については、犬に加え、猫、アライグマ、スカンク、キツネが狂犬病の検疫対象動物に追加されたが、①げっ歯類動物を中

心とした野生動物対策が未整備であること、②外国船舶に搭載された犬の不法上陸事例が頻発していること、さらに③飼育犬の全数把握としての登録と定期予防注射はいずれも周知・徹底されておらず、登録率は5割水準、定期予防注射の実施率は4割の低水準にあると見込まれること等の課題が指摘されている。

◇ 3 狂犬病に対する本会の取組み

(1) 要請活動

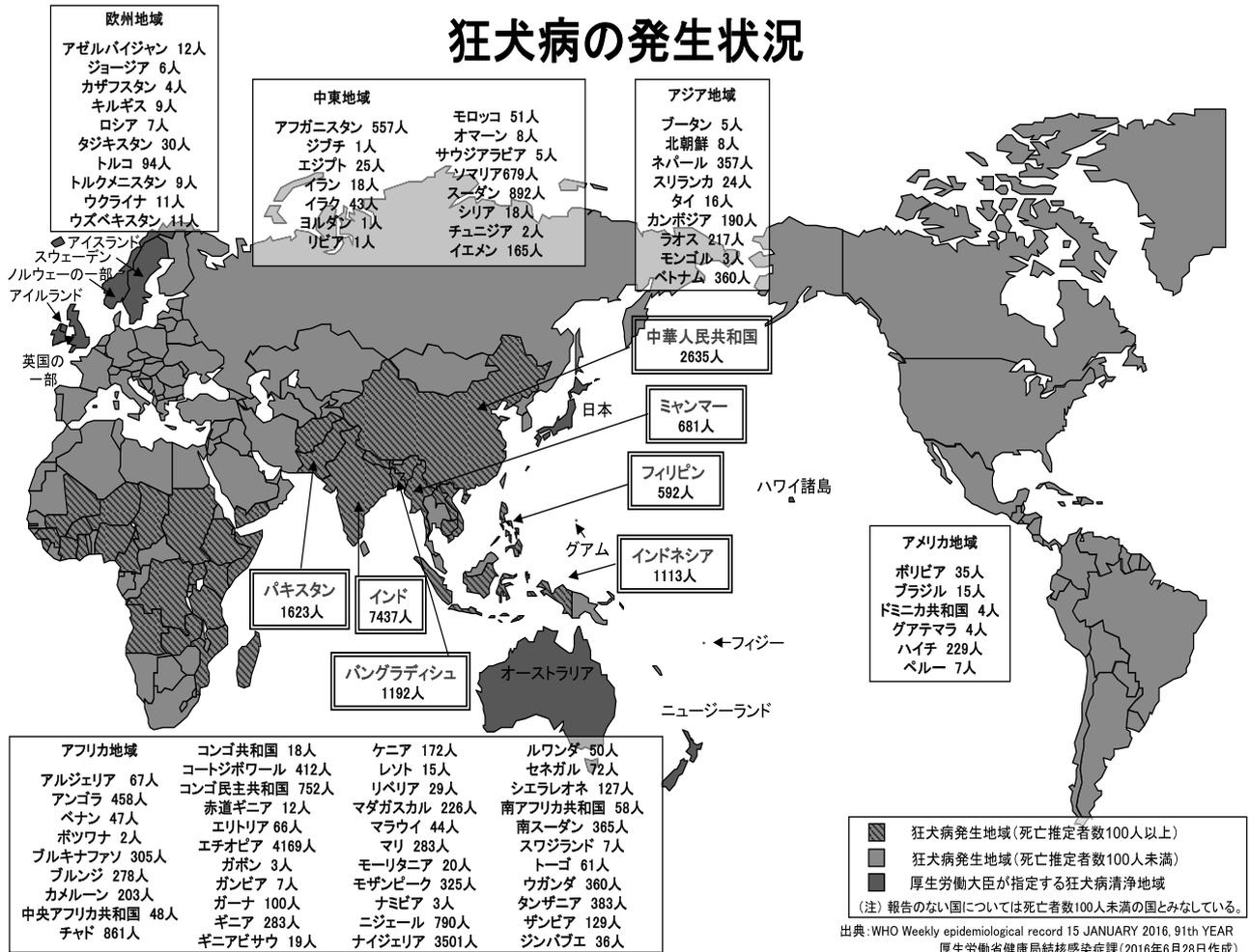
近年の要請活動として、平成20年6月の自由民主党獣医師問題議員連盟への要請以降公明党等の政党をはじめ、厚生労働省、農林水産省等の関係省庁あて、人と動物の共通感染症対策の整備・充実等の中で、狂犬病対策について、①検疫対象動物が密輸入等により検疫措置を逃れて国内に持ち込まれることを防止するための国境検疫措置の強化、②犬の飼育実態及び狂犬病予防注射率の把握と、マイクロチップを活用した効率的な登録制度の導入、③狂犬病ワクチンの在庫数量の把握と、発生時の緊急ワクチン接種を想定したワクチンの確保、④野生動物における狂犬病サーベイランス体制の整備・充実、⑤獣医師への狂犬病診断技術研修の実施と、迅速で確実な確定診断が可能な体制の整備、⑥狂犬病予防注射率向上のための国民への普及啓発等について要請してきた。

(2) 普及・啓発対策

ア 地方獣医師会への情報提供

平成22年10月、外国船により海外から不法に持ち込まれる犬（不法上陸犬）への対策の徹底等動物検疫の重要性に関する国民への普及啓発等への協力依頼、平成23年5月、東日本大震災の発生に伴う犬の狂犬病予防注射の接種時期の特例措置の周知依頼、平成25年7月、台湾において野生動物から約半

狂犬病の発生状況



世紀ぶりに発生した狂犬病に関する情報提供、平成26年8月の「国内動物を対象とした狂犬病検査実施要領」に基づく検査実施の周知及び臨床獣医師からの狂犬病が疑われた際の情報提供等、海外における狂犬病の発生に伴う清浄指定地域の変更、輸入検疫基準の改正や衛生証明書の新様式導入等について、逐次、農林水産省及び厚生労働省等関係当局からの通知を受け、地方獣医師会長あて会員への周知等を依頼した。

イ 狂犬病予防注射普及・啓発ポスターの作成・

配布

例年3月末、春の狂犬病予防注射期間に備えて、厚生労働省の施策推進に協力する形で厚生労働省と日本獣医師会の連名表記による狂犬病予防注射普及・啓発ポスターを作製し、地方獣医師会を通じて小動物診療施設を介しての広報活動を実施した。

ウ 研修会・シンポジウム等の開催等

(ア)平成22年1月、「人とペットの共生セミナー」において「狂犬病について考える」と題した有識者によるパネルディスカッション

に参加し、狂犬病予防対策の必要性等について講演するとともに、同年2月にラジオ・ディスクジョッキー番組に出演し、狂犬病対策の現状と狂犬病に代表される共通感染症対策の必要性について講演した。

(イ)平成22年10月、駒沢オリンピック公園で開催された2010動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”において、同年が狂犬病予防法施行60周年にあたることを踏まえ、著名なゲストを迎えて狂犬病対策の重要性を普及・啓発する「狂犬病予防法施行60周年企画世界狂犬病デー特別ステージ」を実施するとともに、特別展示コーナーも併設した。

(ウ)平成26年10月、日比谷公会堂において、公益社団法人日本医師会との共同主催による「日本医師会・日本獣医師会による連携シンポジウム—人と動物の共通感染症を考える—狂犬病の現状と対策」を医師・獣医師等743名の参加者を得て開催した。シンポジウムでは、日本医師会横倉義武会長、本会藏内会長から挨拶が行われた後、我が国における最新の狂犬病対策の現状や、台湾における2013年を中心とした狂犬病の発生状況報告、世界における狂犬病制御の状況、我が国において36年ぶりに人に狂犬病が発生した事例から得られた感染防御対策の重要対応事項、さらに、狂犬病に対する現在の予防法と治療法について国内外の専門家による講演を行った。

(エ)平成28年3月、日本医師会館大講堂にて開催された厚生労働省主催のシンポジウム「人と動物の一つの衛生を目指すシンポジウム—人獣共通感染症と薬剤耐性菌—」に本会の酒井健夫副会長が講演者として参加し、狂犬病をはじめとする共通感染症について発表

した。

(3) 狂犬病予防注射事業のあり方等の検討

ア 特別委員会における検討

平成25年度から、重要かつ今後の活動推進を考慮すべき課題は特別委員会を設置し検討することとした。本課題についても学識経験者及び地方獣医師会関係者等を委員として構成する特別委員会を設置し、オブザーバーとして厚生労働省及び農林水産省担当官の出席を得て検討が進められた。

(ア) 狂犬病予防体制整備特別委員会（平成25～26年、中島克元委員長）

平成25年11月の第1回委員会以降、4回にわたり委員会を開催した。委員会では台湾における野生動物での狂犬病の発生事例の情報交換、地方獣医師会が実施する狂犬病予防注射事業における問題点とその対応、学識経験者の立場からみた狂犬病予防対策等の現状について検討した。平成27年5月に報告書「狂犬病予防事業に対する日本獣医師会の基本姿勢」として、①登録制度等におけるマイクロチップの活用、②狂犬病予防事業の一括事業受託、③野生動物への狂犬病調査の推進、④診療技術研修と診断体制の確立、⑤獣医師会と医師会の連携による防疫体制整備、⑥飼育者への普及啓発活動の推進について提言を取りまとめ、地方獣医師会ほか、関係機関・団体等に送付した。

(イ) 人と動物の共通感染症対策特別委員会 狂犬病予防体制整備委員会（平成27～28年、中島克元委員長）

平成27年12月の第1回委員会開催以降、5回にわたり委員会を開催した。委員会では狂犬病ワクチン製造メーカー担当者とのワクチンの製造・流通等に関する意見交換、国や

地方自治体における取組みに関する情報交換のほか、地方獣医師会宛狂犬病不活化ワクチンの容量に関するアンケート調査を実施した。平成29年5月に報告書「狂犬病予防体制の整備に向けて」を取りまとめ、①ワクチンの確保と接種のあり方、②地方獣医師会における予防業務への取組み、③狂犬病予防普及啓発のための広報戦略について提言を取りまとめ、地方獣医師会ほか、関係機関・団体等に送付した。

(ウ) One Health推進特別委員会

狂犬病予防体制整備検討委員会（平成29年～30年、高橋徹委員長）

平成29年11月に第1回委員会を開催し、地方獣医師会における関係業務に対する具体的取組み、ワクチンの安定確保・供給及び適正使用・管理の取組み、日本獣医師会における狂犬病予防普及啓発のための広報戦略について意見交換がなされた。

イ 全国獣医師会会長会議、地区連合獣医師会会長会議、理事会等における検討

平成20～21年度に開催した、全国獣医師会会長会議、地区連合獣医師会会長会議、理事会等において、公益法人制度改革を見据えた狂犬病予防注射事業実施体制について課題を協議・検討した。また、同年度に開催した総務・広報委員会においても対応と課題等について検討した。

ウ その他の会議等における検討

(ア) 獣医療法施行規則に係る関係県獣医師会協議会の開催

平成22年1月、獣医療法施行規則（広告制限）違反事例に対する対応について、「獣医療法施行規則に係る関係県獣医師会協議会」において関係地方獣医師会長、農林水

産省担当官と協議を実施した。

(イ) 台湾における狂犬病発生に関する緊急対策会議

平成25年8月、台湾における野生動物等から約半世紀ぶりの狂犬病の発生を踏まえ、砂原和文副会長を座長とした「台湾における狂犬病発生に関する緊急対策会議」を開催し、厚生労働省、農林水産省の担当官から情報の提供及び意見交換を行った。本会議の概要は、各地方獣医師会あて発出するとともに、日本獣医師会雑誌第66巻第9号に掲載し、広く会員に周知した。

(ウ) その他

公益法人制度改革を控えて狂犬病予防注射事業推進の指針をとりまとめた「今後における狂犬病予防注射事業のあり方」を随時改訂し、平成21年12月28日付け事務連絡「地方獣医師会狂犬病予防対策事業の公益目的事業適合の要件の考え方について」、平成22年2月には改訂第5版として整理取りまとめの上、地方獣医師会における円滑な取組みの対応に資することとして送付した。

4 狂犬病に対する今後の取組みの在り方

(1) 狂犬病予防法における犬の登録制度へのマイクロチップの活用

厚生労働省の調査に基づく犬の登録頭数とペットフード団体の調査に基づく推定値は大きく乖離しており、現実的には多数の未登録犬の存在が推察され、狂犬病予防対策を的確に行うための正確な飼育実態の把握が喫緊の課題である。

また、犬の飼育形態の変化に伴い、首輪の装着率とともに鑑札の装着率の低下が指摘されている。

これらについては、平成30年度以降に予定されている「動物の愛護及び管理に関する法律」の

一部改正におけるマイクロチップ装着・登録の義務化の議論の中で、全ての犬猫への装着を要請しつつ、マイクロチップの登録と狂犬病予防法の犬の登録を一度の申請で完了する「登録手続のワンストップサービス」の導入、飼い主の負担軽減及び行政事務の効率化の観点からも鑑札装着の代替措置としてのマイクロチップの活用を進めているところである。

(2) 地方獣医師会における狂犬病予防注射事業の受託の在り方

地方獣医師会の実施する狂犬病予防注射事業においては、都道府県または政令市から狂犬病予防注射に係る「犬の登録と鑑札の発行及び犬への定期予防注射と注射済票の発行事務事業」を受託し、狂犬病予防注射と登録及び鑑札並びに予防注射済票の発行を一括して行うことにより、飼育者の利便を図り、犬の登録率及び予防注射率の向上に寄与できる。

ただし、狂犬病予防事業は「獣医師会が狂犬病予防法の趣旨に協力し、公益のために行う事業」という観点から、獣医師会会員のみではなく、非会員獣医師の参加・協力を広く得ながらの事業実施が重要である。

(3) 自治体で実施される野生動物の狂犬病疫学調査への支援

2013年（平成25年）、50年以上にわたり狂犬病清浄地域であった台湾での本病の流行は、野生動物を対象とした継続的かつ体系的な狂犬病検査を実施していたため確認された。本事例を受け、厚生労働省は、平成26年8月、都道府県等の衛生主管部局に対し、新たに策定した「国内動物を対象とした狂犬病検査実施要領」を感染症法第15条に規定する積極的疫学調査の一環として狂犬病検査に活用するとともに、検査体制の充実を依頼した。日本獣医師会及び地方獣医師会は、国

及び都道府県等と連携し、国内動物を対象とした狂犬病検査に関する診療技術研修等の実施に向けて積極的に取り組む必要がある。

(4) 診療技術研修による獣医師の養成と診断体制の確立等

厚生労働省においては、「狂犬病対応ガイドライン2001」及び「狂犬病対応ガイドライン2013」を策定して危機管理対応を図っているが、その円滑な実施のためには、①臨床症状から狂犬病を疑うことができる獣医師の養成、②都道府県等の関係部局において、迅速かつ的確に確定診断ができる検査体制の構築、③全ての分野で活動している獣医師に対して狂犬病に関する知識と技術を普及するための研修を実施するほか、有事の際の行政との連携、市民からの質問・相談への的確な回答、大学等での獣医学生に向けた教育体制の充実等を図る必要がある。

(5) 獣医師会と医師会の連携体制の整備・充実

狂犬病を含む人と動物の共通感染症の予防においては、動物の健康を受け持つ獣医師と、人の健康を受け持つ医師が緊密な連携を保つことが重要である。平成25年11月、日本獣医師会は、日本医師会と、また、地域においても地方獣医師会と地方医師会において学術協力の推進に係る協定書を取り交わし、両者が連携・協力して共通感染症に関する情報交換と防疫体制の整備を行っている。両者の連携により、狂犬病防疫の知識及び技術に関する情報が共有され、社会への広報活動においても情報源が一元化され、より効果的な普及啓発を図ることが可能となる。今後は、行政の支援を得ながら、獣医師会と医師会がより強固に連携するための体制整備を図っていくことが重要である。

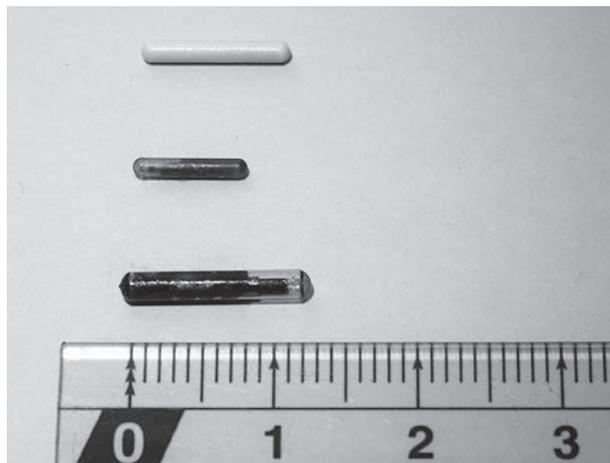
(6) 飼育者への普及啓発活動

現在、世界各国では多数の人が狂犬病の犠牲になっており、近隣諸国の現状を見ても、我が国は

狂犬病の侵入リスクが常にあり、万一本病が国内に侵入すれば国民生活への影響は計り知れない。しかしながら、最終発生から約60年が経過した今日、多くの国民がその現状を理解していない。そのため、狂犬病に関する情報を正しく伝え、国内外での狂犬病の予防について国民に普及啓発することが重要である。

マイクロチップとともに歩んだ24年

1 マイクロチップ登録事業の開始



(1) 厚生省（当時）「犬の登録に関する検討会」の開催

本会が初めてマイクロチップに係ることになったのは、平成6年7月8日に厚生省の諮問機関として設置された「犬の登録に関する検討会」であった。厚生省は、当時犬の登録を毎年から生涯1回に変更するとともに、鑑札に代えて、マイクロチップによる個体識別を提案した。しかし、マイクロチップは社会的にほとんど認知されておらず、動物の体内に異物を挿入するということに対して飼い主のみならず獣医師からも抵抗感が強く、直後の9月30日に開催された本会臨時総会において、

「マイクロチップについては、安全性等の未確認、飼い主の心情等に照らし、時期尚早」という結論に至った。

(2) 「マイクロチップに関する検討会」の設置（基本5原則）

マイクロチップに対する社会的関心が高まったのは、平成7年1月17日に起きた阪神淡路大震災の際、迷い犬迷い猫の飼い主探しに苦慮した経験によるものである。そこで平成7年3月7日開催の小動物部会にマイクロチップを初めて議題として取り上げ、専門の検討委員会である「マイクロチップに関する検討会」を設けて協議が始まった。委員会は検討結果として「マイクロチップに関する基本5原則」を取りまとめた。

「マイクロチップに関する基本5原則（平成8年6月25日第53回通常総会承認）」

- ① 日本国内でのマイクロチップの利用は、原則として国際標準化機構（ISO）が定める規格を使用すること。
- ② マイクロチップを動物の体内に埋め込むことは、獣医師が行う獣医療行為そのものであること。
- ③ 小動物獣医療分野へのマイクロチップの利用は、内外の科学的資料等から基本的な安全性・有効性は確保されていると理解されること。
- ④ マイクロチップ（インジェクターを含む）及びリーダー（読み取り機器）並びにそのデータ管理は、日本獣医師会のもとに一本化することが望ましく、そのため、関係省庁等との連携体制を整備しておく必要があること。
- ⑤ 将来における犬の登録制度へのマイクロチップの利用に関しては、今後のマイクロチップの普及状態並びに市民社会の反応等を見たうえで検討すること。

(3) 「マイクロチップを活用した動物個体登録事業」の開始

平成8年11月27日この5原則に則り具体的な事業実施に向けた検討を行うため、「マイクロチップに関する研究会」（座長：鈴木一則）を設置し、検討を行った。その結果、事業の対象は産業動物を除き家庭動物とすること、目的は動物愛護の観点での個体識別であること、マイクロチップ及びリーダーはISO規格の製品かつ国内で販売許可を得ていること、その条件を満たせばメーカーを問わず日本獣医師会が登録すること、コード体系は農林水産省が進めている国内統一コード管理体系に準拠することなど、事業の根幹をなす要素について報告が取りまとめられた。

同報告では、本会とは別に製薬会社がマイクロチップ事業に参画し、データベースの運営を開始していたが、本会は別会社へ一括してデータベースの制作と管理を委託することとされ、平成9年6月25日の第54回通常総会で承認された。これを受けて平成9年11月28日に開催された第3回理事会にて「動物登録事業実施規程」が制定された。また本規程に基づき、「動物登録事業運営委員会」が設置され、飼い主から徴収する登録料の額など運営上必要な事項について検討し平成10年1月26日付9日獣発第160号「マイクロチップを活用した動物登録事業の開始について」として地方獣医師会に周知し、本事業に対する理解と協力を要請した。

2 AIPOの設立と日本動物保護管理協会

(1) 「動物ID普及推進会議（AIPO）」の設立

登録事業開始3年間は年間100頭程度の登録数であり、また当時リーダーを保有して読み取り体制を整えていたのは2県と、ごく一部の動物病院のみであった。飼い主のマイクロチップに対する

認知度も低かったが、動物病院での獣医師への利益導入と誤解される懸念もあり、普及啓発がスムーズに進まなかった。そこで、マイクロチップの普及は動物愛護団体が実施すべきであるという考え方から、日本獣医師会が動物愛護関係団体に協力を要請し、平成13年3月14日、動物愛護4団体（日本動物愛護協会、日本動物福祉協会、日本愛玩動物協会、日本動物保護管理協会）による全国動物愛護推進協議会が発足した。そして平成14年12月20日、日本獣医師会とこの全国動物愛護推進協議会とで「動物ID普及推進会議（AIPO: Animal ID Promotion Organization）」（幹事長：中川志郎）を設立するとともに、「動物ID普及推進事業運営規程」を策定した。併せて、事務局を「日本動物保護管理協会」（会長：鈴木一則）におき、システム事業は同協会がAIPOの事務局として「動物ID情報管理システム事業実施要領」を定め継承することとなった。

(2) 「動物ID情報データベースシステム」の完成

AIPOは、マイクロチップが災害時の動物保護に大きな役割を果たすことから、緊急災害時動物救援本部に対して協力を依頼する一方、平成15年7月、「動物ID情報データベースシステム」が完成し、インターネットによる24時間の飼い主情報の提供を開始した。

一方、東京都は、AIPO及び東京都獣医師会の要望を受け、平成15年5月29日付けで「マイクロチップによる個体識別に関する取扱い」を通知した。これにより福岡県、静岡県に加え、東京都でも行政と獣医師会の協力によるマイクロチップの普及体制が整備されることとなり、全国的な取組みが大きく前進した。

3 動物愛護管理法改正（平成17年）の影響

(1) 各種法律及び規則の改正

平成16年11月6日に「犬等の輸出入検疫規則」に係る農林水産省告示第1819号が施行され、EU加盟国間のペットの移動時における装着義務付けとほぼ同時に日本の動物検疫にマイクロチップが導入されて実質的な義務付けとなった。

また、同年公布された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」及びその施行規則並びに同法告示において、飼養される外来生物へのマイクロチップの装着が義務化された。

そして、平成17年6月22日公布の改正動物愛護管理法においては、動物の所有者を明らかにするための措置の具体的内容を環境大臣が定めることが明示され、その具体的な方法については後述

マイクロチップの登録数（年度・動物別）

動物ID普及推進事業登録数の推移

2018年9月30日現在

年度		犬	猫	その他	合計
平成14年度	未現在登録数	513	1,621	10	2,144
	(累計)	513	1,621	10	2,144
平成15年度	登録数	526	1,112	10	1,648
	(累計)	1,039	2,733	20	3,792
平成16年度	登録数	1,020	1,527	11	2,558
	(累計)	2,059	4,260	31	6,350
平成17年度	登録数	2,140	1,968	31	4,139
	(累計)	4,199	6,228	62	10,489
平成18年度	登録数	16,883	4,094	301	21,278
	(D S P 統合数)	22,359	7,889	784	31,032
平成19年度	(累計)	43,441	18,211	1,147	62,799
	登録数	59,977	7,676	636	68,289
平成20年度	(累計)	103,418	25,887	1,783	131,088
	登録数	73,259	12,712	316	86,287
平成21年度	(累計)	176,677	38,599	2,099	217,375
	登録数	92,263	17,461	585	110,309
平成22年度	(累計)	268,940	56,060	2,684	327,684
	登録数	100,923	21,474	333	122,730
平成23年度	(累計)	369,863	77,534	3,017	450,414
	登録数	123,268	28,376	347	151,991
平成24年度	(累計)	493,131	105,910	3,364	602,405
	登録数	115,599	27,524	284	143,407
平成25年度	(累計)	608,730	133,434	3,648	745,812
	登録数	128,451	32,290	214	160,955
平成26年度	(累計)	737,181	165,724	3,862	906,767
	登録数	141,544	37,958	151	179,653
平成27年度	(累計)	878,725	203,682	4,013	1,086,420
	登録数	157,213	45,092	237	202,542
平成28年度	(累計)	1,035,938	248,774	4,250	1,288,962
	登録数	156,094	50,602	225	206,921
平成29年度	(累計)	1,192,032	299,376	4,475	1,495,883
	登録数	167,939	57,187	237	225,363
平成30年度 (4月～9月)	(累計)	1,359,971	356,563	4,712	1,721,246
	登録数	91,257	32,394	128	123,779
	(累計)	1,451,228	388,957	4,840	1,845,025

する告示にて定められることとなった。

また同法に係る平成18年1月20日付け環境省告示第22号「特定動物の飼養又は保管の方法の細目」において、飼養される特定動物（危険動物）へのマイクロチップの装着が義務付けられた。

(2) データベースの一元化

平成18年1月23日付け環境省告示第23号「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について」では、マイクロチップ等により所有明示を行う場合の記号は、統一的で一意性が確保され照会に対し連絡できる体制が公的な性格を有する全国規模の団体により整備されることが明示された。

この告示に伴い、AIPO自体は任意団体であるため、平成18年4月24日のAIPO幹事会において、AIPO事務局である日本動物保護管理協会が公益法人としてデータ管理を行うこと、AIPOはマイクロチップの普及啓発を行うこととして整理された。

一方、独自にデータベースを管理する製薬会社も民間組織であったため、日本動物保護管理協会は、平成18年5月1日に製薬会社と「マイクロチップデータベース統合に関する合意書」を締結し、製薬会社の登録データが日本動物保護管理協会のデータベースに統合された（年度末の累計登録件数は62,799件）。

(3) ISO規格動物用電子タグ協議会の設立

平成17年6月24日、AIPOと日本獣医師会を含む、動物用電子タグに係るユーザー、メーカー、学識等関係者により、国内で動物に使用する電子タグのコード体系を総体的に設定することを目的とした「ISO規格動物用電子タグ協議会」が畜産技術協会を事務局として設立され、同時にコード体系を定めたISO規格動物用電子タグ協議会会則が制定された。

その結果、国内で販売されるマイクロチップのコード体系が、この協議会の管理の下、全て統一されることとなった。

なお、現在、この協議会において、愛がん動物についての動物コード及びデータベースの管理者は、日本獣医師会に一元化されている。

(4) 動物取扱業がマイクロチップ装着動物の販売を開始

改正動物愛護管理法が施行された平成18年頃から、ペットショップでマイクロチップが装着された犬猫が販売されるようになると飼い主の手続きの不備等から、マイクロチップは装着されているが登録がされていないという事例が問題視されるようになってきた。

そのような中、平成18年4月日本動物保護管理協会とペットショップが購入者の代理でマイクロチップの登録申請をする契約を締結した。このようなペットショップの登録代行の契約は翌年以降も増え続け（平成30年現在13社）、また、データ入力による申請としたことで円滑で確実な登録がなされ、マイクロチップの登録数は飛躍的に増加した。

平成24年には、製薬会社がペットショップの依頼を受けて、ペットオークションの会場で、社員獣医師によるマイクロチップの装着を行う事業を開始した。

平成29年度には年間の登録件数の約72%にのぼる16万件以上がこのようなペットショップ等との契約の上で申請された登録となった。

4 日本動物保護管理協会の日本獣医師会への吸収合併と公益目的事業化

(1) 日本動物保護管理協会の吸収合併

平成18年には、「公益法人制度改革関連三法案」が衆議院及び参議院にて審議通過し、法案が成立

した。これにより、社団法人及び財団法人は平成18年12月1日の施行日から5年以内に、公益法人への移行認定申請をするか、もしくは一般法人への移行認可申請をするか、いずれかへの選択を迫られることになった。日本動物保護管理協会では、日本獣医師会から事務所の貸与、職員の出向という事務局体制では、公益認定の申請は難しいとの結論に至り、日本獣医師会との合併の道を選んだ。日本動物保護管理協会が行ってきた「動物ID情報管理システム事業」は、そのまま日本獣医師会の事業として継承されることになった。

(2) 「動物適正管理個体登録等推進事業」の整理

平成22年4月1日、本事業は日本獣医師会において「動物適正管理個体識別登録等推進事業」として継承されることとなり、「動物適正管理個体識別登録等推進事業実施要領」及び「動物適正管理個体識別登録等推進事業実施要領細則」が策定された。

平成24年4月1日には、社団法人日本獣医師会は公益認定を受け、本事業は公益社団法人日本獣医師会の公益事業の中に位置づけられて事業運営されることとなった。

5 動物愛護管理法改正(平成24年)前後の取組み

(1) 同法附則事項

平成24年9月5日、「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、各政党及び超党派による関係議員連盟においても、マイクロチップの義務化に向けた検討が行われた。

日本獣医師会においては、特に重要な個別課題を検討する特別委員会として、平成27年には「マイクロチップ普及推進特別委員会」（委員長：酒井健夫）、平成29年には「動物飼育環境整備推進特別委員会」の中に「マイクロチップ普及推進検討委員会」（委員長：鳥海 弘）が設置され、動

物愛護管理法の改正に備えた議論が行われた。平成27年2月13日には学会年次大会において市民公開シンポジウム「マイクロチップ装着による動物個体識別事業の推進－全国レベルの事業活動の展開を期待－」が行われ、全国的な取組みや課題などが紹介された。

(2) データベースシステムの整備充実

平成15年に「動物ID情報データベースシステム」を開発し、インターネットによる24時間の飼育者情報の提供を行ってきたが、平成14年度末には2,144件だった登録数も平成23年度末には602,405件と10年間で300倍近くになったため、サーバーを増設し、負荷の分散と可用性の向上に努めた。また、平成24年9月3日、登録数を各項目で集計する機能などを新システムとして開発し、推計上は10億件程度の登録が可能となり、大量のデータをよりスムーズに管理する機能が備わった。

さらに平成30年8月1日プライバシーマークの取得に併せた個人情報保護の観点からのセキュリティ向上を図る、新システムでの運用を開始した。

(3) マイクロチップ及びリーダーの配布

マイクロチップの登録制度が機能するためには、マイクロチップの読み取り体制が整備されることが前提である。本会は、平成29年度までに行政機関及び地方獣医師会に対して、合計804台のマイクロチップリーダーの配布を行い、うち28台のゲート型リーダーは行政機関に対して寄贈しており、それまで全国に15台しかなかったゲート型リーダーによる読み取り体制が一気に整備される結果となった。動物病院におけるリーダーの保有状況については、平成30年度調査では、小動物開業会員の77%が保有しており、平成26年度と同調査時の53%と比較すると4年間で24%も増加した。

また、マイクロチップも同年度までに13,025本を地方獣医師会に対して配布しており、地方獣医師会のマイクロチップを普及推進する事業を支援してきた。

(4) 自治体との連携

平成18年1月23日付け環境省告示第23号「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について」においては、関係行政機関等の責務として、マイクロチップの読み取り体制の整備を図ることが明示された。行政機関が登録情報を検索する場合には、「動物ID情報データベースシステム」にアクセスするためのID及びパスワードが必要であり、この告示以降、発行申請件数が徐々に増加し、平成25年4月13日には全ての都道府県に対しID及びパスワードを発行した。また平成30年7月現在、80%の政令市、93%の中核市にも同様に発行済みであり、行政機関の読み取り体制は全国的にほぼ整った。

(5) 登録数返還数等

「動物ID情報データベースシステム」が整備された平成15年度には年間1,648頭、累計3,792頭だった登録数は、2度の動物愛護管理法改正を経るたびに増加し、平成29年度末では年間225,363頭、累計1,721,246頭と、14年間で累計登録数が500倍近く増加した。また、変更や削除の届け出も、平成21年度には5,841件であったが、平成29年度では16,047件と、登録件数に比例して増加している。

平成29年の1年間の総検索回数9,380回のうち、「迷子の動物の飼い主を検索」するための検索が1,689件で、少なくとも平成29年の1年間で201頭の動物がマイクロチップにより飼い主の元に返還されている。

(6) マイクロチップの普及啓発

マイクロチップの普及啓発については、リーフ

レット及びポスターの制作と配布、動物愛護イベント、防災訓練等でのマイクロチップブース出展におけるPR、平成24年には、親しみある犬の着ぐるみ「AIPOくん」を作成する、など、啓発活動を行ってきた。また、平成23年には日本でのマイクロチップ登録方法についてのチラシを作成し各国際空港に配布した。平成25年には、マイクロチップの装着方法、登録方法などを掲載した獣医師向けの「マイクロチップマニュアル」を作成し、全小動物臨床開業会員あてに発送した。



平成26年度動物感謝デーにおけるマイクロチップステージ企画

6 今後の対応と展望

(1) 動物愛護管理法によるマイクロチップの義務化
 前述のとおり動物愛護管理法の附則に、販売の用に供される犬猫のマイクロチップの義務化に向けた検討を行うよう明記され、各議員連盟や中央環境審議会動物愛護部会などにおいて、検討が進められている。

海外では、特に犬については飼い主に装着を義務付けている国が増えてきている。動物の愛護管理の観点から、所有者不明の犬猫の返還率の向上による殺処分の抑制、飼い主の犬猫の管理責任の明確化を通じた適正飼養の推進による遺棄・盗難の抑止を目的とすれば、将来的には、法に基づいて、全ての犬猫にマイクロチップによる所有明示がなされることが望ましいと考えられる。

(2) 狂犬病予防法との整合性

平成24年の動物愛護管理法の改正における衆議院及び参議院附帯決議において、狂犬病予防法との連携の検討が明記された。犬の飼い主が、狂犬病予防法に基づき市区町村に届け出をし、なおかつ動物愛護管理法に基づく所有明示として日本獣医師会にマイクロチップの登録を行うということは、飼い主に二重の負担を強いることが懸念され、マイクロチップによる狂犬病予防法に基づく犬の登録が、登録手続きのワンストップサービスとして、その実現に向けて検討されることとなった。

(3) マイクロチップの活用と展開

マイクロチップの利点は、動物を識別する方法として、特に、動物が逸走する可能性が高い災害時等を考慮すると、脱落のおそれが低く、より耐久性の高いという点である。

その他、平成17年には動物検疫における係留期間が、マイクロチップによる個体識別を行う等の条件を満たすことにより、数時間に短縮されるようになった。一部のペット保険ではマイクロチップの装着が加入の要件や保険料の割引対象となっている。また、マイクロチップを装着された猫が近づくと、玄関のドアやフードボウルのふたが開くという製品も登場した。ペットショップでは、既に装着したマイクロチップを用いて社内流通に係る生体管理を行っているが、動物病院においても院内におけるカルテ管理のキーとしてマイクロチップを採用しているところもある。マイクロチップという、この世界基準の個体識別チップが、狂犬病予防法に基づく犬の登録や動物愛護法に基づく所有明示などの公的な手続きの他、ペットショップやペット保険、動物病院での診療などのソフトの部分でも、様々な分野で統一的なIDとして活用されていくものと思われる。日本獣医師会はマイクロチップの登録機関として、関

係行政機関と連携を図りつつ、飼育者のニーズに応えさらなる利便性の向上に努める必要がある。

大規模自然災害への取組みと今後の展開

1 大規模自然災害への取組みの現状

地震・風水害等の自然災害をはじめとした災害時には、人命等に係る救護活動が最優先であり、発災地の行政機関等は全力を挙げ被災者救護・支援活動にあたっている。

しかし、近年は、南海トラフ等巨大地震の発生の可能性等をはじめ、自然災害への国民・市民の防災意識の向上にともない、家族の一員・伴侶である犬猫等のペット（以下「ペット」という。）を含めた防災対策として、ペットとの同行・同伴避難についての準備など飼い主自身の自助努力等に関する意識・認識の高まりとともに、発災時の当該行政機関、地方獣医師会等に対する被災飼い主支援・ペット救護対策等への関心・期待が高まっている。

これまでの災害時における被災ペット救護活動は、動物福祉・愛護の観点から「ペットの救護」を第一として行われる傾向であった。

しかし、近年の自然災害においては、飼い主とペットが共に避難することが一般に行われており、被災ペットの救護のみならず「飼い主支援活動」が並行して行われることが一般的となっている。

(1) 災害時動物救護地域活動に関するガイドラインの策定

本会は、緊急災害時における被災動物の救護活動を円滑に行う備えとして、地方獣医師会が地域の実情に即した「地域活動マニュアル」の策定と、地方獣医師会と当該都道府県・政令指定市との間

の「災害時の動物救護に関する協定」の締結を促すために、平成19年8月に「災害時動物救護の地域活動マニュアル策定のガイドライン」を策定し地方獣医師会及び関係機関等に配布した。

平成19年以降、能登半島地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震、東日本大震災、長野県神城断層地震、熊本地震の発生や、豪雨・台風による大規模な水害など、人と動物が巻き込まれた災害が多く発生した。これらの災害での経験や知見、さらに災害対策基本法における家庭動物（ペット）の位置付け、平成25年6月策定の環境省「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（平成30年2月「人とペットの災害対策ガイドライン」に改定）」など、大きく変化した災害時の動物救護対策等に対応するために、平成19年8月に策定した本会ガイドラインを改訂して、平成30年6月に「災害時動物救護の地域活動ガイドライン」として地方獣医師会に配布した。

(2) 広域的動物救援体制の整備

一方、九州地区9地方獣医師会で組織する「九州地区獣医師会連合会」では、大規模震災時等のペット救護・獣医療広域体制整備の検討を進めていたが、九州動物福祉協会（事務所・福岡市）でも、九州電力株式会社所有地（キャンプ場跡地・大分県玖珠郡九重町）を借り受け、「九州圏での災害時に備えた動物救護施設」として補修・改修・整備する計画を有していた。

そこで、「九州地区獣医師会連合会」は、目的を同じくする「九州動物福祉協会」と協働して「九州災害時動物救援センター」の設置を目指すこととし、さらに、九州地区獣医師会連合会の支援要請を受けていた本会及び当該地を活動区域とする大分県獣医師会も本計画を支援することとした。平成28年6月、四者が協働して「九州災害時動物救援センター」を設置し、平成28年4月の熊

本地震における「被災ペットの受入れ」を行った。

2 東日本大震災及び熊本地震における対応等について

(1) 東日本大震災

平成23年3月11日（金）、三陸沖太平洋を震源とするマグニチュード9.0、最大震度7を観測する国内最大規模の地震が発生し、その地震による大規模な津波が太平洋沿岸各地を襲い甚大な被害をもたらした。さらに、この地震及び津波により東京電力福島第一原子力発電所において電源喪失による重大・深刻な原発事故が生じた。

本会は、この未曾有の災害に対し、速やかに災害対策対応窓口の設置、情報収集、被災地支援、被災動物救護対策等に取り組んだ。まず、発災直後、本会内に「東北関東大地震災害対応窓口」を設置、被災地獣医師会・構成獣医師及び家畜、ペットの被災情報収集を開始し、併せて、被災地獣医師会に構成獣医師等の被災状況及び動物救護活動取組状況実態調査を依頼するとともに、被災地近隣地方獣医師会等からの情報収集に努めた。

また、本災害に関する「会長メッセージ」を、本会ホームページ、日本獣医師会雑誌に掲載し、併せて、原発事故に起因する放射性物質の動物への影響等に関する専門家見解を本会ホームページに掲載するなど、地方獣医師会・構成獣医師及び市民・国民に向け被災情報の提供・共有に努めた。

一方、地方獣医師会における動物用医薬品確保状況調査結果を踏まえて、本会から日本動物用医薬品協会、全国動物薬品器材協会に支援要請等を行った結果、当該協会会員各社から動物用医薬品等の支援物資が多数提供され、被災地獣医師会等に分配・発送した。併せて被災ペット個体識別・所有明示措置に必要なマイクロチップについて、国内マイクロチップ取扱各社に提供支援要請を行

い、提供マイクロチップを被災地獣医師会に分配・発送した。

その他、環境省の要請に応じて、原発事故警戒区域20km圏内への住民一時立入り時に実施するペット保護活動に係る人材確保について、地方獣医師会に協力依頼した結果、地方獣医師会構成獣医師154名の応諾を得て環境省に推薦した。平成23年5月10日から同年8月26日の期間に行われた住民一時立入連動保護活動時に推薦獣医師の一部が加わり「犬300頭」、「猫191頭」を保護した。

さらに業務運営幹部会で、「東北関東大震災動物救護等支援義援金」募集を決定し、地方獣医師会、協賛会員団体及び関係企業・団体に協力を依頼した。

寄せられた支援義援金は、地方獣医師会の調査結果を踏まえ、理事会で決定した「東日本大震災被災対策に係る支援資金（支援義援金募金からの支援義援金及び日本獣医師会拠出による救援見舞金）配分（拠出）の考え方基準」に基づき、数次に分けて配分した。

なお、寄せられた「東北関東大震災動物救護等支援義援金」の残額は、今後の災害等に備えてマイクロチップ読取用ゲート型リーダー未設置の都道府県・政令指定都市等に対し、地方獣医師会を通じて同リーダーの設置要請等を行った上で、28都道府県に28台のマイクロチップ読取用ゲート型リーダーの寄贈を行い、支援義援金は計画どおり全額執行した。

また、被災地獣医師会、構成獣医師等への支援として、調査結果に基づく支援金拠出の他、「震災に係る獣医療復旧に利用できる金融支援措置」に関して地方獣医師会長あて通知した。さらに、東日本大震災被災における災害救助法適用地域において被災し、地元での診療業務再開が叶わず、やむを得ず他県等の地域での動物診療施設就労希

望獣医師又は動物看護師について、関係地方獣医師会の協力・支援の下、本会が就労受け入れ調整等を行うこととした（「東日本大震災被災の診療獣医師等に対する就労支援通知」）。

主な要請活動等として、厚生労働大臣あて「平成23年度の狂犬病予防注射」について要請、民主党をはじめ各政党あて「大震災被災動物救護と獣医療復旧支援対策」について要請、民主党、自由民主党、公明党あて「原発事故避難区域飼育動物救護対策」、「警戒区域内の牛の研究利用等」について要請、内閣総理大臣あて「福島第一原発20km圏内の家畜の有効活用」について要請等を行った。

被災地獣医師会に加えて、隣接地方獣医師会等では関係自治体・機関、団体との連携による被災動物救護施設での獣医療提供、飼育管理、飼い主等への返還・譲渡活動等が行われ、さらに、他の地方獣医師会も被災ペットの一部を構成獣医師診療施設で一時預かり、診療・治療などの支援活動が行われた。

(2) 熊本地震

平成28年4月14日から同月16日にわたり、最大震度7を観測する熊本県熊本地方を震央とする地震が発生し、甚大な被害をもたらした。本会は、4月16日に「日本獣医師会熊本地震緊急対策本部」を設置し、動物救護活動等の推進確保と当該被災地の獣医療提供体制の復旧等の「支援・救護活動」に取り組んだ。

まず、平成28年4月18日の「第1回対策本部会議」以降、同年8月25日までの間に8回の対策本部会議を開催し、支援義援金の取扱い、本会の現地調査団の派遣、人的支援、被災動物への獣医療提供の検討を行った。

また、熊本県獣医師会、大分県獣医師会への被災状況を確認した上で、緊急的に支援の必要な情

報を収集するため、4月19日から22日にかけて、本会2名（群馬県獣医師会1名、本会事務局1名）、東京都獣医師会2名、計4名を現地（熊本県健康福祉部、熊本市動物愛護センター、熊本県獣医師会事務局）に派遣し、被災状況調査、実態把握等情報収集に努めた。

一方、本災害に関する「会長メッセージ」を本会ホームページで公表するとともに、現地調査報告、地方獣医師会あて支援要請通知、本会の対応経過等を掲載し、併せて日本獣医師会雑誌に「急告記事」を掲載、以降ホームページ等に逐次本会対応状況を掲載し情報提供・共有に努めた。

物資等の支援として、日本動物用医薬品協会及び全国動物薬品器材協会あて、被災動物診療等の動物用医薬品、医療器材の提供を依頼し、当該協会からの提供リストを地方獣医師会に提示し、リストに基づき医薬品、医療器材を要望する地方獣医師会に提供した。

人的支援としては、現地本部が、ペットを飼養する飼い主の仮設住宅等への円滑な入居を支援するため、当該ペットを緊急的に一時預かる「救援センター」を設置する際の施設整備・運営体制確立等に対し、指導・助言を行う支援要員3名を派遣した（5月21日から6月7日までの間）。

金銭的な支援として、熊本地震による災害に対し、被災動物獣医療提供等を速やかに実施し、支援・救護活動等の円滑な推進に資することを目的に「熊本大震災動物救護活動等支援義援金」の募集を開始した。支援義援金は、当初の目的である動物救護活動等の推進確保と当該被災地獣医療提供体制の復旧のための対策費用として支出した。

その他、現地本部では、「熊本地震ペット救援センター」として6月5日から一時預かりを開始した。

さらに熊本県獣医師会構成獣医師動物病院等に

において、被災者からの求め等により、飼育ペットの診療及び保護預かり等を行った場合に、その費用について1頭当たり1万円を上限として無償とする「熊本地震被災動物診療券」を発行・配布した。

被災地獣医師会支援・救護活動等に係る人的支援の一環として、4月22日に発足した「熊本県獣医師会災害救護対策本部」の体制確立に必要な事務処理等の支援要員について、地方獣医師会に募集を依頼し、4月29日から6月15日の間(第1次から第8次)、地方獣医師会構成獣医師等計9名を支援要員として派遣した。

そのような中、熊本県、熊本市及び熊本県獣医師会、九州動物福祉協会で組織する「熊本地震ペット救護本部」は、前述の「熊本地震ペット救援センター」設置を検討したが、用地等の確保が課題となった。そこで、九州地区獣医師会連合、九州動物福祉協会及び本会が計画していた「九州災害時動物救援センター」用地等の一部の緊急提供を受け、「熊本地震ペット救援センター」として早急に整備することとしたが、当該用地等は、閉鎖されていたキャンプ場であり、緊急活用には既存老朽施設を補修し、動物飼養・管理施設として大幅な改修が必要であった。

施設の補修・改修に係る費用調達に関しては、既存施設の補修・改修等は本会が、熊本地震ペット救援センターとしての運営等は九州動物福祉協会がそれぞれ寄附金を募集して行い、獣医療は大分県獣医師会を中心として九州地区獣医師会連合会が行うこととした。

なお、同救援センターの施設補修・改修・整備等に要する資金確保については、本会が財務大臣から特定寄附金及び指定寄附金に関する指定を受けた「熊本地震ペット救援センター設置等に関する指定寄附金」として募集し、地方獣医師会・構成獣医師をはじめ企業、団体等広く支援を依頼し

た。(指定期間：平成28年9月26日から平成29年3月25日まで寄附金額：151,776,712円)。

(3) 豪雨災害について

地震災害以外に、近年は台風等の影響等により日本各地で毎年のように豪雨災害等の発生がみられている。いずれの豪雨災害等においても、直ちに被災地獣医師会を中心に動物救護活動等が行われている。この活動に対し、近隣地方獣医師会等をはじめ各地の地方獣医師会及び本会でも、これまで培われた災害時の動物救護活動等の経験を踏まえて、全力をもって現地で活動している被災地獣医師会及び構成獣医師等の活動等を積極的に支援している。

ア 豪雨による広島市の土砂災害について

平成26年8月20日に広島県広島市北部の安佐北区や安佐南区の住宅地等で豪雨が素因となって大規模な土砂災害が発生した。相当な人的・物的な被害が発生し、被災地獣医師会を中心とした被災飼い主支援・被災ペット救護活動等が行われた。

イ 関東・東北豪雨災害について

平成27年9月7日に東海地方に上陸した台風18号は、直接的な被害は大きくなかったが、台風から温帯低気圧に変わり、かつ、接近していた他の台風の影響等により、関東地方北部から東北地方南部を中心とした豪雨とそれに伴う大規模な災害をもたらした。

被災地獣医師会を中心に被災飼い主支援・被災ペット救護等の活動に当たったが、とりわけ、茨城県常総市の鬼怒川堤防の決壊等の大規模災害に際し、取り残された住民救出のため出動した陸上自衛隊ヘリコプターが、隊員の現場での判断で当該住民及びその住民の家族としての飼い犬を救出する様子がTV中継され大きな注目を集めた。

ウ 九州北部豪雨災害

平成29年7月5日から6日にかけて、福岡県と大分県を中心とする記録的な降水量の災害をもたらし、長時間猛烈な降雨が続いた福岡県、佐賀県、大分県内、特に、福岡県朝倉市付近では気象観測史上でも最大級の集中豪雨に見舞われ、それぞれの被災地獣医師会を中心に被災飼い主支援、被災ペット救護等の活動が行われた。

エ 西日本豪雨災害

平成30年6月28日から7月8日にかけて、西日本を中心に北海道や中部地方など全国的な範囲で記録された台風7号等の影響による集中豪雨が発生した。被災地獣医師会では、構成獣医師の安否及び被災状況等を確認しながら、被災飼い主支援、被災ペット救護の活動が行われ、本会においても発災当初から当該被災獣医師会それぞれの被災状況調査を続け、支援金の募集を含めた支援活動に当たった。

3 今後の取組み等

(1) 本会及び環境省が作成した災害時ペット救護

活動に関する「ガイドライン」の活用について
自然災害への国民・市民の防災意識はより向上し、家族の一員・伴侶であるペットに関する災害時救護対策等への関心・期待が高まるなか、大規模地震の他に、豪雨・台風による大規模な水害など、人と動物が巻き込まれた災害も多発した。

これらの現状を踏まえて、地域の実情を考慮し地方獣医師会において策定している「災害時動物救護マニュアル」等の改訂等の検討の際には、前述の2つのガイドライン〔環境省『人とペットの災害対策ガイドライン（平成30年3月）』及び日本獣医師会『災害時動物救護の地域活動ガイドライン（平成30年6月）』〕の積極的な活用を期待している。

(2) 「VMAT」の取組み

ア VMAT

災害などの緊急事態発生時、動物の健康に関する様々な事態に対処可能な専門的な訓練を受けた獣医療支援チームを「VMAT (Veterinary Medical Assistance Team)」と呼び、基本的には災害等の緊急事態に動物救護等の活動に速やかに対処するために、それぞれの地方獣医師会で獣医療関係者を中心に組織し、発災地(発災現地)に派遣するチームであり、複数の市町村にまたがるような広域的な緊急事態にも対処が可能なチームである。活動に際しては、統一された指揮命令系統を理解し、それに従った役割を果たすことが前提となる。

イ 本会によるVMATの教育・認定の必要性

局地的な災害に止まらず広域的な災害時にも、地方獣医師会が組織したVMATを発災地に派遣し活動することから、派遣されたVMATは、それぞれが同一地域(発災地)で共通の認識を基に活動する必要がある。

そのため、VMAT要員(構成員)は、統一された教育プログラムの履修と認定が必要で、本会が中心となる全国的に統一された教育プログラム及び受講認定の制度が必要となる。このため、平成30年度から、VMAT認定講習会の開催(災害動物医療研究会との共催)及びVMAT要員としての認定・登録を行っている。

(3) 広域的動物救護体制の整備等(常設の災害時動物救援センター)

東日本大震災や熊本地震等における被災飼い主支援、動物(ペット)救護活動を経験した本会及び地方獣医師会並びに愛護団体において被災ペット等を一時収容するシェルターの設置が課題となっている。

今後想定される巨大地震の発生の可能性等をは

じめ、経験した豪雨・台風による大規模な水害等の緊急事態に備えて、被災飼い主支援、被災ペット保護活動に必要とされるシェルターについては、「九州災害時動物救援センター」の設置への対応が今後の各地におけるシェルター設置の指針となる。

獣医師活動の理解に向けた普及・啓発活動の推進

1 獣医師の果たす役割の多様化を背景とした市民向け理解醸成活動の必要性和「動物感謝デー」の開催

(1) 市民向け普及啓発事業検討の背景

平成12年3月には国内で92年ぶりに口蹄疫が発生、平成13年9月には国内初のBSEが発生、平成16年1月には国内で79年ぶりに高病原性鳥インフルエンザが発生するなど、家畜疾病のグローバル化とともに「食の安全・安心」がキーワードとして注目されはじめた。国においても、平成12年7月に食品安全委員会が設けられ、新たな食品安全行政がスタートした。

また、平成5年4月に施行された種の保存法が社会に浸透し始め、地球環境や生物多様性保全への国民の関心が高まる中、平成11年1月には生物多様性条約特別締約国会議再開会合においてカルタヘナ議定書が採択された。我が国においても同議定書の締結にあわせ、平成15年6月に「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」が公布され、平成16年2月に施行された。これにより、遺伝子組み換え技術は一般市民からも脚光を浴び、遺伝子組み換え食品の安全性に対する社会的関心が高まった。

同じく平成16年には、「特定外来生物による生

態系等に係る被害の防止に関する法律」が成立、翌年に公布された。これにより、野生動物の保護・管理や在来種・固有種の保護がクローズアップされた。

これらを背景として、家畜の繁殖・飼養、食肉をはじめとする畜産物の製造・流通、消費者に安全な食品を届けるための食品衛生監視、生物多様性の保全など、獣医師が担う役割の重要性は一段と高まっていた。

さらに、平成17年には国内の犬猫飼育頭数の推計値が2,300万頭を超え、ペットは「伴侶動物」として家族の一員ととらえられるようになった。小動物獣医療は、単なる動物診療にとどまらず、動物とともに暮らす豊かな社会を守る役割も期待されるようになった。

当時、獣医師と獣医療をめぐっては、産業動物診療獣医師の安定確保、獣医学教育の改善・充実、小動物獣医療における卒後臨床研修体制の整備、チーム獣医療提供体制の整備、狂犬病予防注射の実施率の維持向上、動物の個体識別による所有者明示の義務化等、解決すべき課題が多岐にわたっていた。これらの課題の解決には広く国民の理解と支持が不可欠と考えられたが、獣医師の職域の幅広さに対し、獣医師の社会的役割の重要性などへの国民の理解は進んでいないのが実情であった。

(2) 「動物感謝デー」の開始

獣医師の仕事と役割の普及に関しては、世界獣医師会が毎年4月に「World Veterinary Day」活動を提唱し、各国政府機関や獣医師会による取組みが広がりを見せていた。我が国では岐阜大学において関連活動が進められていた。

平成18年、国際的活動として海外で認知度が高まりつつあった「World Veterinary Day」活動について、日本World Veterinary Day協会事務局として活動していた岐阜大学から、本会

が、世界獣医師会と連携してWorld Veterinary Day事業を実施する提案がなされた。国際的な連携や、獣医師の仕事と役割を市民向けに直接PRすることが必要と考えていた本会は、平成18年12月20日開催の平成18年度第3回理事会における協議を経て、事業開始を決定した。早速「動物と獣医師の役割を考える」市民参加事業実行委員会（名誉委員長：北村直人日本獣医師会顧問、委員長：山根義久日本獣医師会会長）が設置された。さらに具体的な企画検討を担う関係者による検討委員会を立ち上げることとされ、平成19年1月16日、「動物と獣医師の役割を考える」市民参加事業企画検討委員会（委員長：林良博東京大学大学院農学生命科学研究科教授）が設置され、第1回会合が行われた。第1回会合において、同年10月7日、東京都庁前「とみん広場」にて市民参加型イベントを開催すること、イベントの名称は「2007動物感謝デー in TOKYO“World Veterinary Day”」とすることなどが決定された。

企画検討委員会においては、事業の趣旨及び目的として以下が整理された。

ア 動物の果たすべき社会的役割は、①食料供給源から、②家族の一員・生活の伴侶、③介護・福祉、学校教育分野、④野生動物の生物多様性の確保・自然環境の保全のパロメーター等、位置付けが大きく変化し、人と動物の共生社会の構築が社会的要請としてクローズアップされていること

イ 獣医師の担うべき役割は、①畜産物の生産から流通に至る安全性の確保と生産性の向上、②人と動物の共通感染症の防疫、③医薬品の開発・研究、④獣医学の教育・研究、⑤動物愛護・福祉、⑥野生動物保護等の多岐にわたる職域において、格段に重みを増し、その質の向上に対する社会的期待が高まっていること

ウ 今後とも、社会的要請に応え、獣医師及び動物医療の質の向上を推進していくためには、国民的理解が不可欠であり、このため、動物関連産業界の支援の下で動物及び獣医師の果たすべき社会的役割に対する一層の社会的理解を醸成するための機会を市民参加型イベント事業として実施すること

10月7日、第1回目のイベントは、好天にも恵まれ、39の協賛企業・協力団体の支援のもと約1万人の来場者を得て盛会裏に閉幕した。



NHK-BS「ペット相談」公開収録（平成19年）

(3) 「動物感謝デー in TOKYO」から、「動物感謝デー in JAPAN」へ

平成19年の動物感謝デーの成功を受け、第2回イベントを開催するにあたり、イベントの内容、会場等について公募が行われた。

平成20年4月21日に開催された第8回企画検討委員会において、オールジャパンで取り組む機運を高めようとの目標のもと企画提案の選考を行い、会場を、前年より面積の広い東京都世田谷区の都立駒沢オリンピック公園中央広場とし、また、イベントの名称についても「動物感謝デー in TOKYO」から、「動物感謝デー in JAPAN」に改め、第2回目のイベントは「2008動物感謝デー in JAPAN“World Veterinary Day”」とすることとされた。この第8回企画検討委員会から、第1回のイベントでボランティアスタッフとして参

加した獣医学生団体である全国獣医学生交流会（後の日本獣医学生協会）からも代表者が企画検討委員として参画し、日本獣医師会とともにイベントを盛り上げる役割を担うこととなった。

こうして全国の関係者が広く一丸となって取り組むイベントとして第2回目のイベント開催準備を進めた結果、平成20年10月4日に開催した2008動物感謝デー in JAPAN“*The World Veterinary Day*”においては、出展数が第1回目の45ブースから大幅に増加して59となり、全ての地方獣医師会からの協賛協力、6地方会、1地区連合獣医師会からブース出展を得、参加者約2万人となり獣医師の全国組織である日本獣医師会のイベントとして大きく飛躍することとなった。以降、幅広く省庁・機関・団体・教育機関・企業等の関係者が獣医師会のもと一堂に会する場としてイベントは成長を遂げ、市民に広く認知されることにより広報普及の役割も担いつつ今日に至っている。

(4) 獣医師会のOne Health活動普及の場としての「動物感謝デー」

動物感謝デー開始から遡ること3年前の平成16年、ニューヨークにおいて、動物の健康、人の健康、環境の健康（健全性）は互いに密接につながっているとする「One Health」の概念が「マンハッタン宣言」として提唱された。また、平成21年には国際獣疫事務局（OIE）が「より安全な世界のための獣医学教育の新展開」に関する勧告において、動物の健康、人の健康は一つであり生態系の健全性の確保につながるとする新たな理念として「OneWorld—One Health」を実行すべきであると提唱した。これらの活動を受け、本会は平成22年6月の第67回通常総会において、獣医師会活動指針「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」を採択し、One



来場者で賑わう地方獣医師会ブース（平成26年）



アジリティ（平成21年）



東京都立園芸高校による動物ふれあいコーナー（平成24年）



日本中央競馬会によるホースショー（平成21年）



搾乳体験をする児童（平成20年）

Healthの取組みを本格化させた。

狂犬病予防法施行60周年にあたるこの年に第4回目の開催を迎えた動物感謝デーは、開催テーマを獣医師会活動指針である「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」とし、狂犬病予防対策について解説するステージ企画など、One Healthの概念を普及する企画を大きく取り入れた。以降、動物感謝デーは我が国において獣医師がOne Healthに果たす役割を、世界獣医師会が提唱するWorld Veterinary Dayの行事を通じて様々な面から市民に紹介する中心的な場としての役割も持つようになった。

第10回目の開催となる平成28年には、11月に



福岡県北九州市での開催にあたり挨拶する藏内会長（平成28年）

一日動物親善大使に任命された篠田麻里子さんと村中副会長、酒井副会長（平成28年）



農林水産省動物検疫所ブースを視察する林芳正農林水産大臣（平成27年）



一日獣医師体験で獣医学生スタッフと犬の心音を聴く児童（平成24年）



開会宣言を運んできたハリスホークを受ける砂原副会長（平成28年）



流鎧馬（平成28年）



獣医師の仕事を紹介するステージでのミニライブ（平成29年）



マイクロチップ普及啓発キャラクター「AIPOくん」が出演したマイクロチップの大切さを紹介するステージ企画（平成26年）

福岡県北九州市において「第2回 世界獣医師会－世界医師会“One Health”に関する国際会議」が開催された。これに合わせ、動物感謝デーを同国際会議が閉幕した翌日の11月12日に、国際会議の会場に隣接する西日本総合展示場及びあさの汐風公園で開催した。ジョンソン・チャン世界獣医師会次期会長を来賓の一人として迎え、国際会議に参加した海外からの来場者も多く集まる中、共通感染症対策や動物との共生に係る獣医師の様々な活動が紹介され、One Healthを紹介するWorld Veterinary Dayイベントとして大きな成功を収めた。

(5) 動物感謝デーの発展と近年の開催の様子

このように、平成19年に東京都庁前のとみん広場で第1回目のイベントを開催した動物感謝デーは、当初の目的に沿って内容を充実させ、平成29年の第11回目のイベントでは約2万9千人の来場者を集め、協賛企業・協力団体数は132（特別協賛4、一般協賛26、協力31、獣医学系大学16、地方獣医師会55）、農林水産省、環境省等をはじめとするブース出展数74（うち地方獣医師会9、地区獣医師会連合会2）となっており、本会主催イベントとして最も広範な動物関連産業界

の参画・支援を得た行事となっている。

開会式には関係国会議員、関係省庁、関係企業等から多数の来賓を迎え、ステージ企画では獣医師の活動を広く紹介する役割をしっかりと継承しつつ、共通感染症対策に係る企画、獣医師会の国際連携協力活動を紹介する企画などを、そのほか会場内では様々な体験参加型展示出展を実施し、獣医療に係る総合的な市民向け普及啓発イベントとして成熟をみている。



動物感謝デーの運営を支える日本獣医学生協会のスタッフ（平成29年）



挨拶する鳥海弘企画検討委員会委員長（平成29年）



閉会宣言する北村直人顧問・日本獣医師連盟委員長（平成29年）

第1回目から運営協力参加している日本獣医学
生協会からは第11回イベントには15大学から獣
医学生213人が参加している。また、日本動物看
護職協会を通じ動物看護学生ボランティアも毎回
60~70人の参加を得ており、将来の獣医療を担
う若い世代と獣医師会、獣医療関連業界との交流
の場ともなっている。

2 インターペットへの参加

(1) 日本獣医師会によるインターペットへの参加
ペットフード協会が中心となって主催する、
ペット関連産業が出店する国際商業見本市である
インターペットは、平成23年8月に千葉県の幕
張メッセで第1回のイベントが開催された。平成
25年に開催された第3回までは幕張メッセで、
平成26年の第4回からは会場を東京ビッグサイ
トに移し、現在に至っている。

日本獣医師会は、会場が東京ビッグサイトに
変更された第4回から、ペットフード協会との間
で動物感謝デーとの相互出展協力としてイベント
に参加することとし、ステージ企画の実施、日本
獣医学協会との協働によるキッズ獣医師体験の
開催、ブース出展の活動を通じ、来場者に対し
る獣医療関連情報や獣医師の役割の普及に努
めている。

(2) 本会役員が市民に直接語りかける機会
としてのインターペット

平成26年7月に開催され、本会が初めて参
加した第4回目のイベントでは、公開トークショ
ー「人とペットの健康生活」に本会蔵内勇夫会
長が出演した。ペットが与える人生の生きがい
、ペットとの共生による人の喜びや心身の健康
への影響、子供の心と体の向上や患者の健康
改善や治療効果を与えるペットの影響、高
齢者に元気や活力を与えるペットの影響等、
ペットとの共生による優れた効果について紹
介し、来場者から共感あふれる

拍手が送られた。以降、毎回ステージ企画に
本会役員が登壇し、獣医療や人と動物の共生
に関する情報の提供を行っている。

平成27年4月に開催された第5回イベント
では、ビジネスフォーラム「ペット産業の
新たなビジネスの潮流~人とペットの健康
寿命増進はペットとの共生から~」に、
蔵内会長が公益社団法人日本獣医師会
横倉義武会長らとともに出演したほか、
シンポジウム「獣医療と動物福祉・愛護
の制度を考えよう」では、自由民主党
ペット関連産業人材育成議員連盟事務
総長の片山さつき参議院議員による基
調講演に続き、蔵内会長、北村直人
顧問がパネリストとして出演した。



ステージ企画「ペット産業の新たなビジネスの潮流~人とペットの健康寿命増進はペットとの共生から~」(平成27年)

平成28年3月~4月に開催した第6回
目のイベントでは、ステージ企画「ペ
ットが与えてくれるもの」で、蔵
内会長が衆議院議員の鬼木誠環
境大臣政務官とともに登壇し、
本会北村直人顧問を座長に、
橋本聖子参議院議員・自由
民主党2020年オリンピック・
パラリンピック東京大会実
施本部長、岡崎朋美スピード
スケーター・オリンピック
銅メダリスト(1998長野大
会)を迎え、トークショー
が行われた。「ここまで来
た日本の獣医療」では、酒
井健夫副会長を座長に、全
国から小

動物分野の高度・専門医療を実践する専門家を招いて最新の獣医療技術が紹介された。「ペットとともに元気に暮らそう 一人と動物の高齢化社会に向けて」では、村中志朗副会長を座長に、ペットとともに暮らすことが人の健康維持や地域社会に大きく貢献することを紹介するとともに、高齢化社会の中でペットを安心して飼育する方法を考える講演が行われた。



ステージ企画「ペットが与えてくれるもの」(平成28年)

平成29年3月～4月に開催した第7回目のイベントでは、ステージ企画「ビジネスフォーラム～ペット業界の課題と機会～」に本会蔵内会長が出演、「ペットと楽しく暮らそう」では、山本公一環境大臣による挨拶に続き、北村直人顧問を座長・進行役とし、元環境大臣で自民党どうぶつ愛護議員連盟会長の鴨下一郎衆議院議員、同事務局長の三原じゅん子参議院議員、本会蔵内会長の3人によるパネルディスカッションが行われた。

平成30年3月～4月に開催された第8回目のイベントは、ステージ企画「大切な家族の一員、高齢動物に向き合う最新の獣医療」では酒井健夫副会長を座長・進行役として、今後増加すると思われる高齢動物に対する獣医療を紹介し、高度医療を受ける動物のクオリティー・オブ・ライフを考える企画が催された。「“心のバリアフリー”東京オリンピック・パラリンピックに向けて」では、



ステージ企画「大切な家族の一員、高齢動物に向き合う最新の獣医療」(平成30年)



ステージ企画「“心のバリアフリー”東京オリンピック・パラリンピックに向けて」(平成30年)

村中志朗副会長を座長・進行役として、元フィギュアスケート選手の安藤美姫氏、障がい者サーフィン選手の藤原智貴氏と介助犬ダイキチ（ラブラドル・レトリバー）、エフエム世田谷のラジオ番組「ペットワンダーランド」のパーソナリティを務める東京都獣医師会理事の小林元郎氏を迎えてトークショーが開催された。

(3) ペット総合イベントとしてのインターペット開催の一翼を担う日本獣医師会

平成30年3月に開催された第8回目のイベントは、ペットフード協会、日本ペット用品工業会、メッセフランクフルト ジャパン(株)の主催により、63の協賛団体の支援により開催され、4日間の会期で42,066人の来場者を得て開催された。我が国最大規模のペット総合イベントとなったインターペットにおいて、本会は、特設ステージ企画の実施及び日本獣医学生協会とともにキッズ獣

医師体験の実施、並びに展示ブースの出展を行った。

特にステージ企画とキッズ獣医師体験は来場者に好評であり、秋の動物感謝デーと並ぶ本会の普及啓発活動として、インターペットは大きな役割を果たしている。

獣医学教育の改善・充実への取組み

1 獣医学教育の改善・充実への取組み

本会は、獣医学教育の修学年限を6年制に延長するよう当時の文部省、農林省等に要請活動を行った昭和45年以降、関係機関との緊密な連携のもと、獣医学教育改善に向けた活動に積極的に取り組み、その推進を全力で支援してきた。

平成20年8月には、国公立大学の法人化以降における獣医学教育をめぐる環境の変化、平成16年の文部科学省「国公立大学における獣医学教育に関する協議会報告」の取りまとめ以降の各獣医学系大学における教育改善の進捗状況を踏まえ、今後の獣医学教育改善の推進に資するべく関係省庁（文部科学省、農林水産省）、全国獣医学関係代表者協議会（以下、「全獣協」という。）、日本学術会議、日本獣医学会など関係者による獣医学教育改善に関する関係者懇談会を開催した。

一方、平成20年11月、文部科学省高等教育局に設置された「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議（以下、「協力者会議」という。）」では、平成23年3月の「意見のとりまとめ」及び平成25年4月の「これまでの議論の整理」を経て、平成26年6月に「議論のまとめ」を公表した。足掛け7年に及ぶ協力者会議の検討において、今後の獣医学教育改革の方向性について、①モデル・コア・カリキュラムの策定等による教

育内容・方法の改善促進、②自己点検・評価の実施や分野別第三者評価の導入等、獣医学教育の質を保証するための評価システムの構築、③共同学部・学科の設置等大学間連携の促進による教育研究体制の整備充実、④学内教育環境の改善や外部専門機関との連携による臨床教育等の整備充実、⑤参加型臨床実習における学生の質保証としての共用試験の導入と体系構築、⑥人獣共通感染症領域をはじめ、新しい生命科学の発展に対する教育研究の充実、の6項目が示された。

本会は、平成22年2月に獣医学臨床教育における臨床実習の質の改善に向けた「参加型臨床実習」の導入に対する条件整備について、本会は関係者間の共通理解を得るべく「獣医学臨床教育の改善（参加型臨床実習の在り方）に関する関係者懇談会」を開催した後、平成24年9月には、学術部会学術・教育・研究委員会において「獣医学教育の第三者評価の確立に向けて」の取りまとめを行った。

平成26年5月には獣医学術部会学術・教育・研究委員会の小委員会として「獣医学教育の整備・充実検討小委員会」を立ち上げ、大学の自助努力のみで成し得ることは困難と思われる支援のあり方のうち、直ちに支援すべき事項として、①参加型臨床実習のあり方と整備充実を、中長期的に支援すべき事項として②教育環境の整備充実、③新規獣医師の適正配置による分野・地域別就業偏在の改善及び④教育における国際協力及び学際連携の推進を位置付け、平成27年5月、検討・対応を要する内容についてそれぞれ取りまとめを行った。

平成29年3月、本会から全獣協会長、国公立大学獣医学協議会（以下、国公立協議会）会長、一般社団法人日本私立獣医科大学協会（以下、私獣協）会長及び特定非営利活動法人獣医系大学間獣医学教育支援機構（以下、支援機構）理事長あ

てに、参加型臨床実習については産業動物臨床現場から対応を求められている事項の提示、参加型家畜衛生・公衆衛生実習についてはアドバンスト教育に位置付け、文部科学省の「大学における公共獣医事教育推進委託事業」の一環として公衆衛生分野について実施されている「VPキャンプ」への新たに家畜衛生分野も加えた仕組みへの移行等を、「参加型臨床実習及び家畜衛生・公衆衛生実習の実施に関する要望」として要請した。

この要請を受け、大学関係団体からの申し出により、平成29年4月、本会において、「参加型臨床実習及び家畜衛生・公衆衛生実習の実施に関する打合せ」を開催した。本会議では全獣協会長、国公立協議会会長、私獣協会長、支援機構理事長、公益社団法人日本獣医学会理事長及び本会役員等が参加型実習について意見交換を行い、今後、参加型実習に関する検討と運営等を行うため、大学関係組織及び関係団体等の組織により構成される協議会として「獣医学実践教育推進協議会」を設置するとともに、当分の間、本会は同協議会の事務局である獣医学教育支援機構を支援することとした。

一方、獣医学術部会学術・教育・研究委員会では平成27～29年にかけて参加型臨床実習及び衛生実習の環境整備と実施体制の確保について検討し、平成29年7月、①「獣医学実践教育推進協議会」の設置による臨床実習と参加型衛生実習の円滑な推進、②平成29年度参加型実習の検証の必要性和実習内容の改善、③国際水準を目指した我が国の参加型実習の在り方の検討について取りまとめを行った。

また、平成29年から開始された獣医学術部会学術・教育・研究委員会においては、「獣医学教育の整備状況検証と支援ワーキンググループ」を設置して平成29年11月に開催し、国際水準を目

指した獣医学教育の実態や参加型臨床実習の実施状況・環境整備状況の検証と支援等について検討を行った。

2 獣医学部の新設への対応

本会は従来から、我が国の獣医師の需給に関しては、地域・職域の偏在は見られるものの全国的な獣医師総数は不足していないことから、6年制教育修了者への魅力ある職場の提供、処遇改善等による地域・職域偏在の解消に努めてきた。また、我が国の獣医学教育に関しては、文部科学省、獣医学系大学等多くの関係者とともに半世紀にわたり、我が国の獣医学教育の国際水準達成に向けた教育改革に尽力してきた。

そのような中、一部の自治体から「特区」による大学獣医学部の設置の要望が数回にわたり提出された。本会としては、全国的観点で対処すべき獣医師の需給問題の解決、及び長期的な視点で将来の在り方を十分に検証して措置すべき獣医学教育の改善については、特区制度に基づく対応は馴染まないと考え、むしろ、現在優先すべき課題は、地域・職域対策を含む獣医療の提供体制の整備・充実、獣医学教育課程の改善にあり、このためにも獣医学入学定員の抑制策は維持する必要があるとの立場を従来から表明していた。また、「特区」による大学獣医学部新設は、①獣医学教育の質の改善に逆行すること、②獣医師需給政策の適正を確保する上で、文部科学省が示してきた獣医学入学定員についての抑制策は堅持する必要があること、③特定地区での「特区」による新設は獣医師需給政策上の課題である獣医師の職域偏在の是正に何ら益するものではないこと、④獣医学教育が「特区」に名を借りた特定の学校法人による大学ビジネスチャンス拡大の場と化してはならないことから、提案者等に対しては自制を促すとともに、

内閣府をはじめ文部科学省、農林水産省には、その扱いについて適切な対応を求めた。

さらに本会では、平成26年5月28日開催の平成26年度第1回理事会、平成26年6月27日開催の第71回通常総会において、①獣医学分野の入学定員の抑制方針の緩和と獣医学部・獣医学科の新設には反対であること、②これまでの議論を踏まえた獣医学教育の国際水準への改善・充実を強く要請することを決議した。

そのような中、平成28年11月9日に開催された第25回国家戦略特区諮問会議において、「国家戦略特区における追加の規制改革事項について」の中で、「広域的に獣医師系養成大学等の存在しない地域に限り獣医学部の新設を可能とするための関係制度の改正を、直ちに行う。」ことが決定された。さらに同年11月18日付けで「文部科学省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件（案）」に関する意見募集が12月17日までの1カ月の期間で開始されることとなった。

これを受け本会は、意見募集に対して獣医学教育及び獣医師職域の現状並びに将来の在り方を見据え、多くの方々から論理的かつ決然たる反論を提出されるよう、地方獣医師会会長、獣医学系大学学長等に要請した。

さらに本会では、内閣府特命担当大臣に対し、国家戦略特区諮問会議の決定に従い地域が指定され獣医学部の設置認可申請があった場合には、国際水準の獣医学教育を提供することは勿論、当該獣医学教育施設及び体制が平成27年6月30日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2015」の「⑭獣医師養成系大学・学部の新設に関する検討」の中で明記された4条件、「①現在の提案主体による既存の獣医師養成でない構想が具体化」、「②

ライフサイエンスなどの獣医師が新たに対応すべき分野における具体的な需要が明らかになること」、「③既存の大学・学部では対応が困難な場合」、「④近年の獣医師の需要の動向も考慮しつつ、全国の見地から本年度内に検討」を満たすものとなるよう、内閣府、文部科学省、農林水産省等において厳しく審査することを要請するとともに、今回決定された「広域的に獣医師養成系大学等の存在しない地域」とは、1カ所かつ1校のみであることを公的に明記することについて、要請を行った。

平成29年1月4日付けで「文部科学省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件」（平成27年内閣府・文部科学省告示第1号）が改正され、上記の決定に従い、平成30年度に開設する獣医師の養成に係る大学の設置については、1校に限り大学の設置等に係る認可の基準の規定は適用しないこととされた。

その後、同年1月20日に開催された国家戦略特別区域諮問会議において、新設を希望していた学校法人が獣医学部新設の実施主体として位置付けられた区域計画が内閣総理大臣によって認定された。

本会としては、このような国家戦略特区による獣医学部の新設は、文部科学省、獣医学系大学等多くの関係者による半世紀にもわたる獣医学教育の国際水準達成に向けた努力と教育改革に全く逆行するものとして、多大なる懸念を有することから、当該区域計画に位置付けられた実施主体から獣医学部の設置に係る認可申請が行われた場合には、国際水準の獣医学教育を提供することは勿論、当該申請に係る獣医学教育施設及び体制が、前述の「『日本再興戦略』改訂2015」の「⑭獣医師養成系大学・学部の新設に関する検討」の中に明記された4条件を満たすものとなるべく、内閣府、

文部科学省、農林水産省等において厳しく審査するよう、文科大臣、内閣府特命担当大臣、農水大臣に対し要請を行った。

さらに本会は、平成29年6月22日、国家戦略特区による獣医学部の新設に係る本会の考え方について、文部科学省に設置された大学設置・学校法人審議会において行われている審査について、公益社団法人である本会としては、この審議の推移を慎重に見極めるとともに、国においてどのような結論が下されるにしても、常に公平・中立な立場で国民生活に貢献できるよう我が国の獣医療の発展に尽くして行かなければならないと考えている旨、公表した。

本会は新たな獣医学部の教育が文部科学省の強いご指導の下で国際水準に到達するものとなることを強く願うものであり、いずれにしても、引き続き文部科学省、獣医学系大学等と連携しながら、我が国の獣医学教育が国際水準に到達し、我が国の獣医療の発展とOne Healthの推進をはじめ国民生活の向上に貢献できるよう尽力する旨公表した。

女性獣医師の 就業支援対策への取組み

1 女性獣医師支援特別委員会の設置

平成25年の内閣の「成長戦略」では、女性が輝く日本を構築するための政策が掲げられ、「職場復帰や再就職の支援」、「女性役員や管理職の増加への数値目標」等が示された。獣医師の各職域においても、女性の活躍促進の必要性はかねてから指摘されてきており、本会でも対応がなされてきた。

平成24年12月末現在の農林水産省の集計によれば、獣医師届出数全体の27%が女性であり、

年代別にみると20代では45%、30代では49%と約半数が女性で、さらに、全国の獣医学系大学の学生の約半数が女性であることから、今後、獣医師の男女別人数比はほぼ均衡していくものと考えられる。

一方で、20代から50代の女性獣医師の約7%が無職であり、男性獣医師の無職の割合が約1%であることに比べると際立って高い。この要因としては、出産や子育てなど、女性ならではのライフサイクルの中で離職し、その後様々な理由により再就職が進まないことが挙げられる。

女性獣医師を取り巻くこうした状況を分析し、その要因を明らかにして女性獣医師が働きやすい環境づくりを目指すことは、全ての獣医師が働きやすい環境づくりにつながり、獣医師全体のワーク・ライフ・バランスの改善にも資することから、本会では、平成25年9月に「女性獣医師支援特別委員会」を設置した。当初より、「女性獣医師だけに着目するのではなく、男性獣医師を含む全ての獣医師の活躍しやすい環境づくりをめざそう」というコンセプトで議論が進められた。

2 女性獣医師支援特別委員会の取組み

平成25年度は、女性獣医師の就業環境の実態を把握し、就業支援のための基礎資料とするため、農林水産省の補助を受け、「女性獣医師の就業環境等に関する現況調査」（アンケート調査）を実施し、全国の獣医師4,371名から回答を得て、平成26年10月に調査結果報告書を取りまとめた。

この報告書「女性獣医師がより活躍できる環境づくりに向けて— 獣医師全体のワーク・ライフ・バランス改善のために —（中間報告）」では、職域により女性獣医師の「働きやすさ」に差があり、特に小動物診療分野の職場環境の改善が必要であること、女性獣医師の離職の理由は、「結婚」、「妊

娠]、「出産」、「育児」等であること、離職した女性獣医師の多くは復職を望んでいるが、勤務時間等の条件の不一致や技術面の不安がハードルであることが明らかとなった。このことから、女性獣医師の活躍促進のための理解醸成（意識改革）、就業を継続しやすい環境づくり、復職しやすい環境づくりが必要であると思われた。

また平成27年2月岡山コンベンションセンターにおいてシンポジウム「すべての獣医師がより活躍できる環境づくりに向けて－女性獣医師の就業現場から－」を開催した。

本特別委員会では、中間報告において提言した内容についてさらに検討するため、様々な角度から調査結果の追加分析を行った。この結果、平成27年5月に最終報告書「女性獣医師がより活躍できる環境づくりに向けて－獣医師全体のワーク・ライフ・バランス改善のために－」を取りまとめた。その中で女性獣医師の活躍促進のための理解醸成、仕事を続けやすい環境づくり、復職しやすい環境づくりが整理され、提言された。

3 女性獣医師支援対策検討委員会の設置と活動

女性獣医師がより働きやすい環境づくりをめざすことは、すべての獣医師にとっても働きやすい環境づくりにつながり、獣医師全体のワーク・ライフ・バランスの改善に資するとの施策を具体的に実現するために、平成27年9月に職域総合部会に個別委員会「女性獣医師支援対策検討委員会」を設置し、農林水産省補助事業「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」と連携・調整を図り、女性獣医師支援体制の整備を推進することとした。

(1) 「女性獣医師応援ポータルサイト」の開設

女性獣医師の活躍推進のための幅広い情報を一元的に提供する総合的な情報プラットフォームとして「女性獣医師応援ポータルサイト」を開設し、

ロールモデル、eラーニング教材、相談窓口、人材募集情報、関係制度の紹介等を掲載した。その結果、内容の充実、改良等に努め、現在に至っている。

(2) 獣医学生向けセミナーの開催

獣医師としての就業について考える機会を提供するためのセミナーを、各獣医学系大学の協力を得て、平成27年度は7大学、平成28年度は13大学、平成29年度は15大学で開催した。

(3) 理解醸成のためのシンポジウムの開催

女性獣医師等の復職に係る理解を醸成するため、平成27年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会（秋田）で「女性獣医師の就業継続とキャリアアップを目指して－支援のためのプラットフォームの構築－」を、平成28年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会（石川）において「女性獣医師就業支援の取り組み」を、平成29年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会（大分）において「獣医師の職場環境のより一層の整備充実を－国、地方団体、臨床現場が取り組む活動宣言－」を開催した。

(4) 女性獣医師等就業支援研修の実施

職場復帰・再就職に必要な最新知識の修得、獣医療技術向上を図る「女性獣医師等就業支援研修」を動物検疫所、家畜保健衛生所、農業共済組合等の協力を得て実施し、平成27年度は6カ所、平成28年度は8カ所、平成29年度は7カ所で実施した。

国際貢献の取り組み

1 世界獣医師会（WVA）との連携

世界獣医師会（WVA）は、1863年に設立され、70カ国が加入する国際的獣医学術団体であり本会は昭和29年に加入した。その後、本会では、

獣医学術交流、国際貢献の一環として、世界獣医学大会（World Veterinary Congress: WVC）を日本で開催することとし、招致活動を行った結果、平成7年神奈川県横浜市において、アジア地域では初めてとなる第25回世界獣医学大会が開催され、1万1千名を越す空前の参加者を得て成功を収めた。

その後も日本獣医師会は平成21年には東京で評議員会を開催する等、WVCの運営に積極的に貢献してきた。

平成20年以降、国際的にOne Healthの概念の確立及びその実践が注目され、WVA、世界医師会（WMA）においても、「“Global Health”の向上のため、“One Health”の理念の下で獣医師と医師が協力しあうことを目的として」覚書を取り交わした。

その後、両会はスペインのマドリードにおいて第1回世界獣医師会－世界医師会“One Health”に関する国際会議（第1回GCOH）を開催し、同会議において日本における医師・医師会と獣医師・獣医師会の協力関係が注目され、福岡県北九州市において第2回世界獣医師会－世界医師会“One Health”に関する国際会議（第2回GCOH）が開催された。

2 アジア獣医師会連合（FAVA）との連携

アジア獣医師会連合（FAVA）は昭和53年に設立され、平成30年において20カ国が加入するアジア地域における国際獣医学術団体である。日本獣医師会は設立当初からFAVAに加入している。

日本は、昭和55年に東京において、平成7年に世界獣医学大会（横浜）の会期中にアジア獣医師会連合大会（FAVA大会）を開催し、また、平成12年に東京において代表者会議を開催した。

本会は、平成4年～平成14年の間、さらに平

成28年以降、アジア地域の臨床獣医師を対象とした日本での研修事業をFAVA会員各国獣医師会と連携して行い、各国獣医師会から大きな関心が寄せられるとともに高い評価を得た。

3 アジア地域臨床獣医師等総合研修事業

(1) 国際獣医師育成研修事業

国際獣医師育成研修事業は、平成4年度～平成14年度まで日本中央競馬会の特別振興資金助成事業として、アジア各国の獣医師を日本の獣医学系大学で1年間研修するという内容であった。事業は、1年の準備期間を経て、翌平成5年度から10年間にわたって13カ国のアジアの国々から、150名の研修生を受入れ、144名の研修生が研修プログラムを修了した。本研修の成果は、アジア獣医師会連合加盟国（FAVA）において高く評価され、プログラムが中止されて以降、FAVA代表者会議において、多数の国からプログラムの再開を要望された。

(2) アジア地域臨床獣医師等総合研修事業

平成28年、日本獣医師会はアジア地域への獣医師を我が国に招聘して獣医学系大学で研修を実施する事業の再開を公益財団法人全国競馬・畜産振興会に申請し、日本中央競馬会の助成を得て実施されることとなった。

事業は、平成28年～30年度の3年間実施されることとして、平成28年度を準備期間として平成29年～30年度の2年間、以下のとおりアジア地域各国の獣医師会から推薦を受けた獣医師の中から研修生を選考し、国内の獣医学系大学に受け入れて研修を実施した。

平成29年度は、台湾（1名：北海道大学）、マレーシア（1名：帯広畜産大学）、スリランカ（1名：岩手大学）、中国（1名：東京大学）、ネパール（1名：東京農工大学）、韓国（1名：山口大学）、フィ

リピン（1名：宮崎大学）、アフガニスタン（1名：鹿児島大学）、インドネシア（1名：大阪府立大学）、ベトナム（1名：酪農学園大学）、タイ（1名：麻布大学）、モンゴル（1名：日本大学）から合計12名が参加した。

平成30年度は、フィリピン（1名：北海道大学）、ベトナム（1名：岩手大学）、韓国（1名：東京大学）、中国（1名：東京農工大学）、インドネシア（1名：山口大学）、タイ（1名：宮崎大学）、スリランカ（1名：大阪府立大学）、台湾（1名：酪農学園大学）、ミャンマー（1名：麻布大学）、モンゴル（1名：日本大学）から合計10名が参加した。

なお、平成30年から第2期の事業も日本中央競馬会の助成を得て実施することが決定されており、第2期においては、平成30年度を準備期間として、平成31年度及び翌年度において、アジア地域各国の獣医師会から推薦を受けた獣医師の中から研修生16名を選考し、国内の獣医学系大学に受け入れて研修を実施することが予定されている。

◆ 4 東アジア3カ国の獣医学術交流に関する覚書

平成29年8月アジアで2度目の大会として仁川・韓国で開催された第33回世界獣医学大会で、出席した日本獣医師会藏内勇夫会長、大韓獣医師会キム・オッキョン会長、台湾獣医師会ペイ・チュンチェン会長ほか、3カ国の獣医師会関係者に世界獣医師会ジョンソン・チャン会長が加わって協議した結果、東アジア3カ国における獣医学術交流に関する覚書の締結について合意された。

その後、3カ国の関係者が協議した結果覚書の案が合意され、日本獣医師会においては、平成29年12月15日開催の平成29年度第5回理事会において了承された。その後、平成30年1月6日、

高雄・台湾において覚書が締結された。

この覚書には3カ国の学術交流活動として、3カ国は各年度持ち回りでそれぞれが開催する年次大会に各国の代表者が出席すること等が規定されており、平成31年2月に神奈川県で開催される獣医学術学会年次大会には、韓国、台湾から代表者を招いてシンポジウムを開催することが予定されている。この覚書の締結により、今後東アジアにおける獣医学術国際交流がますます発展することが期待されている。

公益法人制度改革への 日本獣医師会の対応

◆ 1 公益法人制度改革

平成14年3月に「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」が閣議決定され、公益法人制度について抜本的かつ体系的な見直しを行うこととされた。これに基づき、平成15年6月に、「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」が閣議決定され、公益性の有無に関わらず準則（登記）で設立できる非営利法人制度が創設されるとともに、公益性を有する場合の取扱い等の主要な課題について検討の視点等が明らかとなった。

平成16年12月に「今後の行政改革の方針」（閣議決定）の中で、「公益法人制度改革の基本的枠組み」が具体化され、その基本的仕組みを「現行の公益法人の設立に係る許可主義を改め、法人格の取得と公益性の判断を分離することとし、公益性の有無に関わらず、準則主義（登記）により簡便に設立できる一般的な非営利法人制度を創設すること」、「各官庁が裁量により公益法人の設立許可等を行う主務官庁制を抜本的に見直し、民間有識者からなる委員会の意見に基づき、一般的な非

営利法人について目的、事業等の公益性を判断する仕組みを創設すること」とされた。

この基本的枠組みに基づき、平成20年12月1日に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（いわゆる「公益法人制度改革関連三法」）が施行された。また、施行日から5年間は「移行期間」とされ、従来の公益法人は、この期間内に必要な手続きを行い、新制度に移行することとされた。

2 本会の対応

本会では、平成17年度より公益法人制度改革への対応策について検討を開始した。本会及び地方獣医師会は、特例民法法人として施行日から5年間という限定された期間内に移行申請を行う必要があった。この間に制度を理解することから始まり、移行体制並びに、各種規程の整備、申請書の作成、登記など多くのハードルを越えなければならなかった。

社団法人は、各法人の設立目的を踏まえた公益事業の円滑な推進と会計・経理機能を含めた組織運営の整備が求められることとなり、事務局は制度の理解を進め、情報を収集し、各地方獣医師会に提供するとともに、全国獣医師会会長会議、地区獣医師会連合会会長会議、全国獣医師会事務担当者会議等において情報の共有を図るとともに、職域総合部会の総務・広報委員会において公益法人制度改革について検討を行った。

本会は、理事会における協議、第64回通常総会（平成19年6月）における事業計画の承認を受け、公益法人改革関連三法の施行後において関

係法に基づく公益社団法人の認定を受けるべく組織・事業・財務運営等についての環境整備に努めることとされた。

当面、会計・経理については新公益法人会計基準への対応を、また、組織・事業運営については公益法人指導監督基準を踏まえ一層の点検・整備に努める。また、今後の新制度移行に向けての環境整備については、学会の位置付けと組織・運営等のあり方を含め、それぞれ関係する職域別部会において対応を検討することとされた。

地方獣医師会においても、各地方獣医師会が民法第34条の規定に基づき設立された公益法人であることを踏まえ、引き続き高度専門職業人としての獣医師が組織する公益法人として関連三法の下で、広く獣医学術の振興・普及・その他の獣医事に係る公益活動の推進による動物医療提供の質の確保を通じ、獣医師及び動物医療についての社会的評価の向上を目指すべく、先ずは、認定要件等の点検整備に努めるよう要請した。

公益社団法人の認定申請に際して、本会の定款変更案の検討等の事務手続きについては、農林水産省の指導を得る一方、理事会において対応を協議・検討し、公益法人認定等に係る諸課題を本会と地方獣医師会において、双方が連携しての検討・協議を推進するため、公益認定に際しての公益認定基準への適合条件等の検討については、職域総合部会の常設委員会において、また学会の組織及び事業運営のあり方（学会運営関係規程の見直し整備を含む）については、学術部会の常設委員会において検討することとした。

3 学会の整備

(1) 学会の見直しの必要性

本会における「学会」は、現在、定款において本会の獣医学術学会事業の運営を担う会議体の機

関として位置付けられている。しかし、本会の三学会（日本産業動物獣医学会、日本小動物獣医学会、日本獣医公衆衛生学会）は平成2年度から、本会とは別の任意の機関となり、日本学術会議の登録学術研究団体として、学会独自の組織及び事業並びに会計・経理運営等に関する規程が整備され、当該規程に基づき組織及び事業が運営されてきた。

しかし、学会の監査等において日本獣医師会本体との二重構造化等の問題点が指摘され、早急な是正が求められた。特に、「学会」を本会とは別の任意の機関として位置付ける要因となっていた日本学術会議の登録学術研究団体制度が廃止されたことにより、「学会」を任意の機関として位置付ける必要性が解消し、本会定款の規定に基づく「学会」の位置付けによる運営を図ることとなった。

一方、本会が公益認定申請を行う中、「学会」については本会の学会関係事業の運営のための会議体の機関として、会計・経理面を含め本会との一体的運営が求められた。

(2) 学会の見直しの検討等の経過及び内容

平成19年から4年間にわたり、学術部会学術・教育・研究委員会において見直しの論議を重ね、本会理事会、全国獣医師会会長会議をはじめ、学会関係会議において報告・説明を行い、さらに地方獣医師会や学会関係者からの意見の聴取・通知を行う等、見直しの内容について組織内合意の形成に努め、次のとおりとした。

「学会」は、①本会の事業実施の会議体の機関(学術分野別の学会関係事業運営の会議体機関))として位置付け、②その担う事業については、本会が行う獣医学術振興・普及を目的とする公益目的事業(獣医学術学会事業)として運営し、③会計・経理は本会の会計・経理の中で一体的に行うこととした。

本会会員は地区制の下で、構成する地方獣医師会ごとの区分けが行われていることから、「地区学会」は、各地区を構成する地方獣医師会が獣医学術の振興・普及を目的とする公益目的事業(獣医学術地区学会事業)として運営し、日本獣医師会の獣医学術学会事業との連携を確保した。

学会独自の会員制の仕組みは、①学会正会員、②学会学生会員、③学会外国会員、④学会賛助会員としていたが、「学会」を本会の会議体の機関として位置づけるため、本会の会員制への一元化を図った。

新公益法人制度への移行に伴い、「学会」・「地区学会」の関係会議・委員会への参加、学術誌の投稿、発表等において、地方獣医師会の会員獣医師や会費を納入する賛助会員と会員外のオープン参加者との間に参加対価の差を設けた。

(3) 日本獣医師会雑誌の編集、発刊の見直し

日本獣医師会雑誌の編集、発行のあり方や規程の見直しについては、獣医学術部会や学会関係会議により協議、検討を行った。学会学術誌の編集については、学術分野別の学会ごとにそれぞれ学会誌編集委員会規程と学会誌投稿規程を定めていた。それらをすべて廃止した上で、日本獣医師会学会学術誌編集等規程、日本獣医師会学会学術誌投稿規程を一元化して制定することとした。

4 地方獣医師会との連携

職域総合部会及び学術部会の常設委員会において、協議・検討するとともに、地方獣医師会に対する情報伝達は、地区獣医師会選出の委員会委員より各地区獣医師会に行うほか、本会より各地方獣医師会に対して委員会開催の都度、必要な情報を提供した。

公益法人認定に当たって、各地方獣医師会が検討すべきとしている課題と対応の方向について報

告を依頼し、本会において取りまとめを行った。主な課題として、狂犬病予防注射事業の対処、支部組織の取扱いと会計処理などが示され、職域総合部会常設委員会において対応を協議・検討を行った。

狂犬病予防注射事業のあり方については、公益法人制度改革に向けての対応を含め、現状と課題を整理した上で、理事会、地区獣医師会連合会会長会議、全国獣医師会会長会議、全国獣医師会事務担当者会議において対応を協議し、平成19年10月に「今後における狂犬病予防注射事業のあり方（特に公益法人制度改革を控えて）」として整理し、各地方獣医師会に通知した。

職域総合部会においては、新公益法人制度移行に当たり、獣医師会として留意すべき対応の要点を「新公益法人制度検討の要点」及び「狂犬病予防注射事業運営に当たっての留意事項」として取りまとめ、地方獣医師会に通知した。さらに、平成22年8月、委員会の協議・検討結果を内閣府公益認定等委員会との協議内容と合わせて整理し「新公益法人制度移行に向けての対応等について」として通知した。

5 日本動物保護管理協会との合併

平成20年12月、日本動物保護管理協会から新公益法人制度への移行に際し、本会との合併の提案がなされたことを受け、理事会で協議した結果、合併は両団体の新公益法人制度への移行を期すために行うものであり、合併は本会及び地方獣医師会の双方にとって獣医師会活動を通じての動物の愛護及び福祉の増進への一層の寄与に裨益するとの理解の下、合併提案を受け入れることとされた。また、主務官庁の指導と地方獣医師会理解の下で整備法等に基づく所要の合併手続きを進めることとされた。

合併については、平成21年11月27日付けをもって主務官庁である農林水産省及び環境省による認可がなされ、所定の手続きを経た後、平成22年4月1日に合併登記を行った。

6 公益法人会計基準への対応

公益法人制度改革関連三法の成立を受け、新たな会計基準を設定された。

公益法人会計基準（平成20年度改正基準）の適用の為、資産管理規定の一部改正、経理規程の一部改正、福祉共済事業運営規程の一部改正、中村寛獣医学術振興基金運営規程の一部改正を行い、平成22年度より新会計基準による財務諸表及び附属明細書並びに財産目録の作成を開始した。

7 公益社団法人への移行

日本動物保護管理協会との合併を経た後、1年間の事業実績を積み、平成23年度中に公益社団法人の認定を受けるべく組織、会計、事務事業運営についての関係規程の整備などの環境整備を行うとともに、理事会等の場において協議・検討し、顧問公認会計士及び公益法人協会等の指導を仰ぎ、最終調整を行うとともに、公益認定等委員会に個別相談を行いながら、関係事項について確認を行った。

一方、公益認定に向けて共通課題を持つ地方獣医師会との連携を推進するため、関係する常設委員会において協議・検討を行い、地方獣医師会における検討とともに関係者に対する周知を依頼した。

以上の経過を踏まえ、理事会において、公益社団法人への移行認定申請に伴う、「定款の変更の案」、「主要関係規程」を確認し、関係規程の制定及び一部改正を決議（特に関係規程のうち、合議機関としての学会運営関係の新規程を制定。）した。

公益法人として本会が実施してきた事業につい

ては、全て公益目的事業として認定されるべく、公益1である獣医師道の高揚及び獣医事の向上並びに動物の福祉・適正管理対策に関する事業、公益2である獣医学術の振興・普及及び獣医師人材の育成対策に関する事業とした。なかでも、動物適正管理個体識別登録等普及推進事業については、急激に事業が拡大しており本会事業の柱となることが見込まれるものの、一般より登録料を徴収する事業であるため、事業の公益性について公益認定等委員会事務局に相談を重ね、的確な助言のもと公益性の説明を取りまとめた。

収益事業会計については、収益1である不動産の貸付に関する事業、その他の獣医師の福祉の向上等に関する事業とし、従前より実施している事業を取りまとめた。それまで基本財産とされていた本会が有する土地及び建物、並びに基金積立預金については、その取得経緯を公益認定等委員会事務局に説明し、本会固有の資産としてその使用割合に応じて収益事業会計と法人会計に按分した。

全ての本会事業を3会計へ振り分け、公益法人の財務3基準である収支相償、公益目的事業比率、遊休財産額の判定を行い、その他の添付書類を準備し提出書類を整えた。

その後、移行認定の電子申請（平成24年10月25日）、加筆訂正及び補足説明の資料提出（11月25日）を経て、公益認定等委員会より認定基準適合の答申（平成24年3月9日）を得、認定書を受領（3月22日）するに至った。平成24年4月1日付け移行登記をもって本会は公益社団法人へ移行し、新たな一步を踏み出した。